

**教育民生常任委員会
決算常任委員会教育民生分科会**

(平成25年9月11日)

日置記平委員長

皆さん、おはようございます。

本日の教育民生常任委員会を開催させていただきます。

請願第4号 スポーツ施設の整備・充実について

日置記平委員長

冒頭に、本日、スポーツの関係の皆さん方から請願が出てまいっております。請願第4号スポーツ施設の整備・充実についてであります。請願者の皆さん方、5名の代表の方が来ていただいております。

まず初めに、教育長、ご挨拶を願います。

田代教育長

皆さん、おはようございます。

請願が冒頭ということでございます。一言述べさせていただきます。

ご承知のように、2020年に東京オリンピックとパラリンピックの開催が、9月8日の未明に決まりました。大変うれしく思っております。そして、2021年みえ国体が開催されると。これはちょうどその2020年のオリンピックの翌年に当たりますが、多分、今後数年間、市民、県民、国民がこぞってスポーツに親しんだり、さらに競技水準の向上に力を入れていくということになるのかなと思っております。

本市のスポーツ施設の整備充実というのは、さきの本会議でもございました。芳野議員からも質問をいただきましたが、ますますこれは喫緊の課題になってきていると認識しております。本市のスポーツ施設は、ご承知のように、約40年経過しているという状況にあります。老朽化も進んでおります。何とかこの施設整備を喫緊の課題として早く整備、充実に向けて取り組んでいきたいと私自身思っております。どうぞよろしく願いいたします。

日置記平委員長

ありがとうございました。

ただいま教育長のお話にありましたが、それでは、ただいまから請願審査に入らせていただきますので、請願者の皆さん方、代表の方を中心に、前列の空席のところに移動していただけますか。どうぞ着席ください。

委員の皆様方、それから、理事者の皆様方には請願文書が配られているとは思いますが、請願の内容は、スポーツ施設の整備・充実について請願しますということですので、請願文書につきましては、事務局のほうから朗読をさせていただきます。

(事務局朗読)

日置記平委員長

ありがとう。ただいま朗読をさせていただいたとおりであります。

それでは、請願者の代表の方々から、この請願に対する意見を述べていただきたいと思っておりますので、どうぞ。

請願者(水谷)

四日市市体育協会会長の水谷でございます。

スポーツ施設の整備・充実につきまして請願を提出させていただきましたので、提出者を代表して、請願趣旨をご説明申し上げます。

先ほどの説明と重複いたしますが、少し内容を補足して説明いたしますので、ご了承願います。

現在、少子高齢化社会への傾向と余暇時間の拡大など、社会環境や生活様式の変化に伴いまして、スポーツの果たす役割は年々高まっております。スポーツの需要は、競技スポーツや学校教育としての心身の健康や体力増進だけでなく、子供からお年寄りまで、また、障害者を含めて誰もが生涯にわたって年齢、体力、目的に合ったスポーツを楽しみ、交流し、健康や体力を増進させることができるよう多様化しており、それに合わせて、スポーツ施設の多様な用途に対応でき、そして、四日市市の実情に即した整備・充実を図ることが強く求められております。

こういった中、本市においては、スポーツの中核的な施設とも言うべき中央緑地運動施設は、昭和43年に建設されてから44年が経過し、また、一方の霞ヶ浦運動施設は40年が経

過しております。どちらの施設も老朽化が著しく、規模や設備の状況を見ましても、生涯スポーツを楽しむ市民の皆様方のニーズに応えておらず、また、大規模な大会を誘致できる状況にもありません。

特に中央緑地体育館はエアコンが設置されておりませんので、真夏には熱中症になり、救急車で搬送される事態が発生しております。市民の皆様方が安全で安心してスポーツを楽しむには快適なスポーツ環境が必要でありますし、大規模なイベントの誘致には、施設の規模、グレードが必要な条件でもあります。全国大会や国際的なイベントの開催には、四日市市の活性化に大きな役割を果たすとともに、トップアスリートや魅力あるプロ選手の一流のプレーは、市民、特に子供たちに夢と感動を与え、運動意欲や競技力の向上につながるものでもあります。

今後の四日市市のスポーツ環境を考えますと、中央緑地と霞ヶ浦のスポーツ施設は本市のスポーツ施設の拠点と位置づけ、大規模メインイベントの開催エリアとして機能の集中化と一層の整備・充実が必要と考えています。

また、平成33年に開催される三重国民体育大会には、体操、テニス、少年サッカー、軟式野球等の会場地として種目団体とともに県に立候補の表明がなされておりますが、この実現を図るためにも、これらの競技の開催ができる施設、特に体育館、サッカー場、テニスコートの整備が必要であります。

幸いに中央緑地と霞ヶ浦運動施設は、全国的に見ても交通アクセスがよく、また、宿泊施設等、ビッグイベントを誘致、開催できる条件がそろっておりますので、将来的にも魅力あるまちづくりの一環としても有望であると考えております。

去る9月8日には、2020年の東京オリンピック・パラリンピックが決定いたしました。続く翌年の2021年は、三重国民体育大会と全国障害者スポーツ大会が開催されます。国においてはスポーツ省の設置に向けて動き始めました。これから全国的にスポーツの大きなうねりがやってきます。私たちスポーツ関係者はこのチャンスを生かし、市民の健康、体力づくりは無論ですが、スポーツ都市四日市を目指して、市政の発展に積極的に寄与していきたいと考えております。そのためにもスポーツ施設の充実・整備が必要であります。

このような趣旨で請願を提出させていただきましたので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日置記平委員長

ありがとうございました。

ただいまは、四日市市体育協会、水谷会長さんから請願に係る説明をいただいたところ
であります。

それでは、委員の皆さん方に、ただいまの説明をいただいたほかにお尋ねになりたい部
分がありましたら、挙手にてご発言を願います。

芳野正英委員

説明ありがとうございました。

今回の請願事項なんですけれども、スポーツ設備の整備ということでいいますと、三滝
公園とか、テニスコートは整備がされていきますけれども、ほかの運動施設もある中で、
この両緑地公園に限っているというところの説明を少しいただけますでしょうか。

請願者（水谷）

やはり面積が非常に広いこと、交通アクセスもよいということと、あとは、非常避難
設備としての機能の充実をさせていっていただければ、なお一層いいかなと考えておりま
すけれども、中央緑地の敷地を全て2 m、3 mかさ上げして、災害時にも十分活用できる
ようにしていただければ、すばらしいなと思っています。

芳野正英委員

きょう、ほかにも団体の方も見えていると思いますので、ありがとうございます。

確かに面積的な部分もありますし、ふだん両緑地公園を活用されることが多いのかなと
いうところもあって、この2施設にまず集中でということだと思えますけれども、ほかの
団体の皆さんも見えていて、もし、委員長長の許可をいただければ、ほかの皆さんからも要
望等がございましたらお聞きしたいなと思うんですけれども。

スポーツ少年団とかどうですか。

請願者（田中）

スポーツ少年団の本部長をやっています田中です。

こうすることで、我々はもろ手を挙げて賛成しているというような状況で、実際、我々
としては、施設が古びたのも同じなんですけど、体育館の状況が、先ほど会長が言われたよ

うに、ああいう状況ですし、少年野球とかその他いろいろやるにも、場所がかなり制約されているというような状況があり、なかなか十分に場所を確保できないというのもありまして、今回の請願によりまして、ある程度、付随した施設を拡充していただければありがたいかなという思いがあります。

芳野正英委員

競技団体全般に言えるんですけど、特に設備として、野球場なんかも市内各所あるんですけど、一番老朽化の部分で言うと体育館だと思いますけれども、足りないと感じるような施設というのは、この競技施設が足りないなとか、ここはやっぱり重点的にこの競技施設を充実してほしいとかという場所がありますか。

請願者（田中）

野球場ですね。今、霞ヶ浦野球場があるんですが、それは実際には、サイズ的にもかなり狭いと。実際、子供たちがあそこでプロ野球が来て、やるような姿を見て、再度、野球に意欲を増すとか、そういうのもありまして、その施設をもう少し、プロ野球を呼べるような野球場にしていってほしいというのが切なる思いです。

中川雅晶委員

本日はどうもありがとうございました。

オリンピックが決まって、ただ、東京オリンピックは2回目で、前回の高度経済成長の先がかりとなるのと、今回、2020年といたら、もう成熟社会でのオリンピックで、全然意味合いが変わってくると思いますし、今回の国体においても、やっぱり三重県の中で意味合いということも変えていかなきゃいけないと思うんですけど、きょう、請願の趣旨のハードの整備の部分では、中央緑地並びに霞ヶ浦をどう限定的に、各論だけの施設整備ではなくて、この二つをどうしていくかということをお急ぎにいい機会として計画をして、次の世代でという思いは本当に賛同するところであります。

一つお伺いさせていただきたいのは、ハードはそれでいいと思うんですけど、ソフトの部分をどれだけ充実していくかということが非常に大切かなと思っております。先ほどもスポーツ少年団の話がありましたけど、やっぱりこれから健全なスポーツはますます重要度を増してきて、スポーツの位置づけ、健全な子供たち、人格形成において与える影響で

あたりとか、寄与というのはますます大きくなっていく中において、スポーツのあり方というのも本当に変わってきているのかなって。少し前に体罰の問題がありましたけれども、特にスポーツ少年団とか、子供たちの指導、育成に当たって本当に転換期に来ているのかなってあります。

私たちのときは、多少苦しいこととか厳しいことを言われても、それを乗り越えるということがありましたけども、それも僕の心の中には、そういうのを引きずっているの、わからないわけではないですが、ただ、私の子供たちを見ても、野球をやっている子供たちを見ても、ほかの子供たちを見ても、彼らの欲していることはそんなことではないなというか、もっとスポーツのレベルであったりとか、技術、スポーツを極めていくというストーリーの中に高いところを求めているのかなって、本当につくづく思います。

となると、何を求めているのかなという、本当に素晴らしい指導者という、そういうのを子供たちは、わからないですけど、僕が感じるのは、そういうことを本当に欲しているんやなって思います。そうすると、ハードやソフトのところ、指導者の人材育成であったりとか、人材の集積であったりとか、また、それぞれの競技団体の育成方法であったりとか、団体のそれぞれのあり方であったりとか、そういうソフトのところをどう、これから改革をされるというところがあるのかどうかということ。

もう一つは、このハードの施設においても、多額の税金を投入すると。スポーツをしている人だけではなくて、先ほどの防災機能は当然のことだと思いますが、やっぱり文化的な、スポーツとは一見かかわりのないような文化施設としても充実をしていくということも大切な側面であると思いますが、その辺のお考えと。

それから、もう一点、障害者スポーツをどう拡充していくか、まだまだ三重県の中、なかなか厳しい問題も、ハードの部分は今、確かにあると思いますので、この施設整備に伴って障害者スポーツをどう拡充していくかという請願者の思いがあれば、教えていただきたいと思います。

請願者（馬場）

四日市のスポーツ推進委員の会長をしています馬場といいます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、お話しのとおり、体育館をお建ていただきたいとか、運動施設を充実したものにしていただきたいというのは、当然、我々でも一緒の考えですけども、体育館を建てると

ということについては、国体があるから体育館を建てるんだとか、そういうものは一つのきっかけとしてはいいと思うんです。でも、それだからどうだという話でなくして、やはり今、言われましたとおり、市民がこぞってその体育館をご利用して、充実したスポーツ施設というんですかね、スポーツの環境を整えるということが非常に大切な部分ではないかなと私は思っております。

障害者スポーツにつきましては、各地区で総合型地域スポーツクラブの皆さんが活躍をされております。そういうのも障害者スポーツの一環として非常に国も県も市の重要な部分として位置づけていただいていることは、大変ありがたいなと思っております。そういう人たちが、国体が終わっても施設をうまく利用して、後々スポーツ少年団とか高齢者の皆さん、また、なかなかスポーツにはかかわりない、働き盛りの人ですね、そういう方全てが施設を利用して、うまく循環というか、サイクルができるようなスポーツを我々は目指していくべきではないか、そのように私はいつも思っているわけでありまして。

非常に指導者の育成ということも、やはり優秀な指導者がおれば、優秀な選手が育つ。また、その優秀な選手が卒業すれば、優秀な指導者になるということで、そういう循環機能を、充実したスポーツ施設が必ず必要だということも考えられます。そういうことをいろいろ考えてみますと、やはり今の状況の部分では、なかなかそういう部分がうまく回らないのではないかと、そのように私は考えておるところであります。そういうところの部分は、うまく是正したり、運営をしていただくためには、今も言いました公的資金をかなりお使いいただいてやる部分もありますので、大変その辺はやる側も、私側のほうも、やっぱりそういう充実したスポーツのやり方というのをこれから考えて進めていかなければならない、そのように思っています。

以上です。ありがとうございました。

中川雅晶委員

ソフトの部分の重要なところは、やっぱり人材のサイクルをどうつくっていくかということだと思いますので、もちろん、行政とか私たちも考えていかなきゃいけないんですが、ぜひスポーツの団体の皆さんもいろんなアイデアとか議論をして、三重県のスポーツの人材のいいサイクルをつくっていくように、ぜひ、また、ご尽力いただくようお願いして、終わります。

中森愼二委員

どうもご苦労さまでございます。請願の趣旨、重く受けとめさせていただきたいと思っています。

水谷会長さん初め、10万人に上る署名をいただいての請願ということでございますし、趣旨説明の中にもございましたように、県営のスポーツ施設が皆無だと、全くないという、この四日市を中心とする北勢地区の現状を私、重く受けとめて、県への働きかけはもちろんですけれども、四日市市としてどう整備をしていくのかと、こういう基本的な整備計画というものを早期に確立をして、その実現に向かって私どもも努力をさせていただきたいと思っておりますので、感想的なことになりますけれども、全面的に支援をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

豊田政典委員

請願趣旨を読ませていただき、また、先ほどからの話も聞かせていただいて、総論的にはもちろん賛同するところなんですけれども、スポーツの意義であるとか、施設整備の重要性については、そのとおりだと思います。

一方で、行政やスポーツ課の向いている方向というのも、国体に向けて、特に4種目の決定に向けて、方向性としては同じだと思うんですよ。そこであえて今回、このタイミングで請願を出されたところ、思いというのを少し教えてほしいんですが、総論的な話、スポーツ施設が老朽化しているので計画的に整備せよというのは、そのとおりなんですけれども、請願事項では、先ほどもありましたように、場所的には二つの緑地公園というところに絞られたこと、それから、国体4種目を盛り込んだという表現の意味もよくわからないというか、ここに集中されているのか、あるいはもっと総論的な話なのか。それから、早急にというのは深い意味があるのか。

何が聞きたいかという、方向性は同じだと思うんですけども、あえて請願を出されたところで、今、行政のペースでは不満があるからこそ出されたのかなと想像するんですけども、もう少しこういうところを改善すべきであったとか、手ぬるいとか、あるいは、不満であるとか、そういう思いが我々もよくわかっていないので、そこを説明いただければなと思います。

請願者（水谷）

現在の施設ができたころ、その時代背景を考えてみますと、誰もが車で来るといような時代ではなかったと考えております。現在では、車での来場者が非常にふえている、ほとんどが車でお越しになるということで、駐車場も狭い。三滝に関しましても狭い。中央緑地に関しましても、もう土日に関われば何かイベントがあると、すぐ満杯になるということでございますので、この駐車場なども含めて、現代の時代に合ったニーズに対して整備をしていっていただきたいなと思っております。

霞ヶ浦緑地に関しましても、駐車場もそんなに広くない。ただ、競輪場の駐車場があるだけで、そこを利用させてもらっているということにすぎないと思いますので、そのあたりも十分に検討されて、2階建て、3階建て、あるいは、4階建ての駐車場も含めて整備をお願いできたらと思っております。

豊田政典委員

この委員会としても、予定では、少し先に行政の考えを詳しく聞くことになっているんですけども、もう一回聞き方を変えますけど、皆さんが感じておられる今、スポーツ課を中心とした行政の動きと皆さんの思いとの違い、あるいは、不足の部分というのは、表現できれば教えてほしいんですけども。

請願者（水谷）

過去におきまして、四日市ドームが建設される際、私どものスポーツ団体への意見聴取というのはございませんでした。そのために、言葉は悪いですけども、中途半端な大きさができたのではないかと考えております。正式なスポーツ大会は、四日市ドームでどういった種目ができるか、皆さんご存じだと思いますけれども、ソフトボールとゲートボールしかできないということで、やはり100億円で100周年を飾ろうということがありましたので、それ以上の予算は無理なのかなと私も考えております。もっともってお金を有効に使っていけば、もっともったくさんの種目の正式な大会ができたのではないかと考えておりますので、そのあたりも設計の段階から関わっていただけると考えております。

豊田政典委員

ありがとうございました。

森 智広副委員長

請願の趣旨、理解できました。1点確認なんですけども、この請願趣旨の下から2段落目の、要は、県営スポーツ施設の誘致に関してですけども、「三重県に要望していくことも必要であると考えます。」と結んでいるんですけども、この主体というのはどこを指されているんですか。行政のほうですか、各競技団体も含めてですか。

請願者（水谷）

もともとはご存じだと思われそうですが、県の体育施設が皆無であるということを考えると、四日市に一つぐらい県単位のをつくってくれと。具体的なことでもないんですが、要望としてぜひお願い申し上げたいなと考えているところです。

森 智広副委員長

議会でも、行政でも県営スポーツ施設がないということは、非常に重く皆さんのほうも捉えられていまして、ぜひ県営スポーツ施設を誘致したいなとは思っていまして、行政も議会もそういう方向に動くと思うんですけども、各スポーツ団体の皆様方とか、協会の皆様も、県行政への働きかけというのもおのこのやっただいて、行政と各現場の方々と双方向で訴えて、何とか誘致をしたいなと思っておりますので、行政だけでなく、やはりこの10万人の署名というのを県へも向けて発信していただきたいなと、これは要望ですけども、思います。双方向での働きかけがより実を結んでいくのではないかと思いますので、その点だけよろしくお願いしたいと思います。

山本里香委員

お世話さまです。スポーツと文化とまちづくりが大切なことの中で、特に今、みえ国体に向けて、これを契機としてという趣旨はよく理解をさせていただいたつもりです。

先ほどから、何人かから出ていますが、2カ所に集約されたということも、この請願をちょっと前に見せていただいたときに、私どもも今、これは新しく公的施設を整備なりつくっていくときには、先ほども出ています津波とか、そういったことも考えながら、山の手につくっていくことも考えるべきだという一方、そういう考え方がある中で、でも、それはそうといっても、他県というか、ほかのところの状況を見ても、町の成り立ちから見

て、今あるこの場所が、とても交通の利便的にも、それから、人口の形的にもいいんだよね。外につくると、また、ゼロからの出発で大変なことになるし、整備ということでつけ足していくならば、ここかなということをお話し合っていました。

先ほどかさ上げをしてとか、防災の後の避難場所としてとかというようなことも考えられたということですが、そののところをもう少し、披瀝していただければと思います。

請願者（水谷）

過去におきまして、鹿化川の決壊のときには、大変な川の水が中央緑地に押し寄せた。排水がままならなかったと聞いておりますし、実は、私の住んでいるところも新正でして、あの決壊のときには床上浸水をしてしまったというようなこともございますので、ぜひともその付近に住む人間の逃げる場所は確保していただけたらと思うのと同時に、雨に対して弱い市の避難施設、これはないだろうと思っています。ぜひ雨にも強い、風にも強い、地震にも強い施設をつくっていただけたらと、これは市民が安心して暮らせる環境をつくっていただきたいということで申し上げます。

山本里香委員

いろんな考え方があるので、そのところを私自身も悩むところなんです、これからつくっていく、整備していくという中で、そういう観点も含めて、専門家の意見もきっちり聞いて、進めていかなければいけないと認識をいたしました。

以上です。

小川政人委員

先ほど設計から関与したいというお話があったんですけど、この請願の中で、いろんな施設をつくらうとしている中で、予算的な問題が一番大きくなっていくのかなと思うんですけど、私は素人やもんで、野球場にどれだけ金がかかるか、体育館にどれだけ金がかかるかというのはわからないもんで、その辺のざくっとした金額と、あわせて、行政に覚悟がなさ過ぎるもんで、私は皆さんと同じ気持ちでおるんですけども、今、四日市市の執行部の側にそういう気はなかなかないみたいな気がするもんですから、どうしても後手後手に回っているというのが今の現状かなと思っています。

県営球場についても、県営の施設についても、野球場どうかなという思いで、少しは県

に話しかけは、行政じゃなくて、我々サイドでしているところもあるんですけども、やはり県営球場にしても、裏負担というか、地元負担がかなりかかりますので、そういう部分についても行政で出せる覚悟というのがないとあかんですね。だから、オリンピックの次の年に国体があるんやとって、国体の会場を誘致するのにどれだけの金かかるんやという腹づもりが行政の側がないから、県との交渉もうまいこと進んでいかんと私たちは見えています。そこをひとつ解決をしていかんと、県が全部やってくれるんやというつもりでおったら、何にも進んでいかへんもんですから、そこは行政がどれだけの覚悟を持って、どのスポーツを誘致してくる、どういう施設をつくっていくという部分の覚悟が全然我々には、行政側から感じられないもんですから。多分、聞くところによると、サッカーもひょっとすると伊勢のほうに行ってしまうんかなというような話も漏れ伝わっていますので、それは、皆さんからも行政の側にもっと働きかけをしていただきたいなと思っています。

我々も皆さんと思いは同じです。

請願者（水谷）

当初、署名を集めるのに、目標として人数を10万人と設定しました。30万人都市の3分の1が署名をしてくれたら、市としても動かざるを得ないだろうということで、頑張ってお集めておりますので、その中にも市民の声があるをご理解をいただいて、ぜひともそういうものに向けて、先生方をお願いしたいところでございます。

中川雅晶委員

先ほど豊田委員のほうから言われたときに、モータリゼーションで時代が変わって、駐車場が手狭でとおっしゃっていたんですが、確かに手狭な部分はあるかもしれないですけども、ここの二つに集約するということは、やっぱり公共交通機関を使って来ていただく。今の子供たちは、特に車に乗せてきてもらって当たり前、中学生にしてもみんな車で来たとか、もうちょっと公共交通機関を使ってこういう大きな大会には来るとかという癖づけであったりとか、また、大会の運営においても、そういう公共交通機関を中心に、絶対無理な方も当然おられるのはわかりますが、なるべく公共交通機関を使っていくというような啓発も同時に、これからはしていなきゃいけない、そういう視点も持っていかなければならないんじゃないかなと私は考えるんですけど、その辺はどうお考えですかね、スポーツの団体として。

請願者（水谷）

市民ロードレース大会なるものを4月に開催しておりますけれども、これも内部線の廃線問題、廃止にするという問題もありまして、ぜひとも内部線でお越しく下さいということでキャンペーンを展開いたしました。かなりの方が日永駅から中央緑地へ歩いてきていただいております。それと新正駅からも歩いてお越しいただいているということで、その他にもぼちぼちですけれども、進んでおりますので。

中川雅晶委員

ぜひそういうことも視野に入れながら、やっぱり四日市にそういうスポーツ施設を集約して行って、東海大会とか、全国大会の四日市が窓口になるという、その強みは、公共交通機関とのアクセスのしやすさというのも一つの大きな武器でありますので、ぜひその辺の進めについてもお考えいただいて、協力いただきますようお願いいたします。

以上です。

土井数馬委員

どうもきょうはご苦労さまでございます。

私は歩いて3分ぐらいのところに住んでいるもので、ちょうど中学2年生のときに中央緑地公園はできたわけなんですけど、私は南中学校のサッカー部だったんです。決勝戦は陸上競技場でするんですけども、芝生のグラウンドでなんてしたことなかったわけで、初めてスパイクを買えと言われまして、決勝戦まで行って、自慢じゃないんですけども、優勝するわけなんですけども。すごく思い入れが深くて、こここのところ、新しくなるというのは非常に楽しみにしております。

中川委員が最初に申ししていましたけども、やっぱり市民スポーツ、器だけでどうなんだということもありますけども、サッカーなら国立競技場、野球なら甲子園、そこへ行って試合をしたいわけですね。だから、三重県の中で、本当にいいグラウンドで、決勝はそこでしたいなと思えるような競技場は欲しいわけで、そこに向けてみんな頑張っていくわけで、そこは市民スポーツでも同じで、私ども老人の方なんかができるにしても、あそこでやるのが楽しみになってくるとか、そういう効果も私はあると思いますので、もちろん、無秩序に税金を出すことはだめですので、計画的なまちづくりの中での、できる限りスポー

ツだけに限らない、福祉的な要素も含むような計画を立てていただいて、それとなおかつ、避難所のことを会長はおっしゃってみえましたが、なかなか今は昭和49年の水害と違いまして、津波の問題もありますのでね、その辺のことはまた、いろいろプロが一考することだと思いますけども。あのときは材木市場の裏にも全部流れていって、僕らは船であそこまで行った覚えがありますのでね、そんなこともいろいろ考えていただいて、本当に自慢できるようなものを無理ない計画で、ほかに県とかその辺にも要請していただいて、つくっていただければなど、そんな思いでありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

日置記平委員長

他にいかがですか。一通り皆さん方から意見を賜りました。では、この辺で意見の交換については終了とさせていただきます。

委員の皆さんからもいろいろ意見が出まして、私ども担当する教育民生常任委員会と体育協会の皆さんとのいわばこれがプレゼンテーションの場であると。東京オリンピックが決まったのも、その場が非常に成功したと言われていますが、県に対しても積極的な、大変内容深いプレゼンテーションを続けていただくことを期待して、皆さんのプレゼンテーションの場はこれで終わりたいと思いますが、どうぞ自席のほうへお移りをいただきましょう。

では、理事者の皆さん、ちょっと前に詰めていただきましょうか。

ただいまの請願者の皆さんと私たちの意見交換の場は終わったわけですが、そういったものを踏まえて、理事者のほうから補足していただくことがあれば、お願いしたいと思います。

小垣内スポーツ課長

請願にありましたとおり、四日市の体育施設は、昭和45年に体育館を整備しまして、昭和48年に霞ヶ浦の運動施設ができています。45年たっております。当時としては、四日市の体育館は、東海地区で愛知県立体育館に次いで2番目の大きさやと当時の新聞にも取り上げております。しかし、時代の変革で、当時の車社会では500万台と言われていたのですが、今は9000万台という、このモータリゼーションの変化もある中で、45年たちました。やはり国体は一つの契機でございますが、これを契機として、もう45年たって、国体では53年

たちます。お願いいただきましたように、行政としてもしっかりと計画を立てていきたいなど、スポーツ課長としては考えております。

日置記平委員長

他の方よろしいね。

それでは、今、理事者の説明がありました。何か委員の皆さん方で理事者の皆さんにご発言願いたいということがあれば、お聞きします。

(なし)

日置記平委員長

ないようでありますので、採決に移りたいと思います。

ただいま説明をいただきました四日市市体育協会さんの出されました請願第4号であります。反対の意見もございませんでしたので、第4号のスポーツ施設の整備・充実についての請願を採択することにご異議ございませんか。

(異議なし)

日置記平委員長

全会一致で採択と決定いたしました。ありがとうございます。

[以上の経過により、請願第4号 スポーツ施設の整備・充実について、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決する。]

日置記平委員長

請願者の皆様、ご苦労さまでございました。

それでは、皆さん、10分ぐらい休憩をとらせていただきます。再開は55分で。

10 : 45 休憩

日置記平委員長

それでは、始めさせていただきますが、委員のメンバーの方々から、前の議案聴取会のごときにご請求いただいた資料については、皆さん方のお手元にお配りをさせていただいたとおりであります。項目は1から6等々ありますけれど、まず、決算の部分の1番について、資料要求のあったところを説明していただいて、その後、決算の項目について、この前説明をされなかった部分について説明をいただくということになります。

あわせて、次は、こども未来部のほうで残された課題がありますので、教育委員会の皆様方につきましては、午後一番にこども未来部の部分を取り上げさせていただきます。それが終わったら、引き続き、皆さん方をお願いをいたすということになりますので、ご承知おきください。

それでは、説明をいたしましょうか。

議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第10款 教育費

- 第1項 教育総務費（健康福祉部、こども未来部所管部分を除く）
- 第2項 小学校費
- 第3項 中学校費
- 第4項 幼稚園費中教育委員会関係部分
- 第5項 社会教育費（市民文化部、こども未来部所管部分を除く）
- 第6項 保健体育費

城田教育総務課長

それでは、決算関係のご説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、教育民生常任委員会関係資料の1番の資料でございます。決算常任委員会教育民生分科会資料ということで、インデックス1番のほうの資料をごらんください。

それでは、内容について順次ご説明させていただきます。

1ページでございます。こちらは、教育委員会会議の活性化に関する改善内容と開催実

績についてでございます。教育委員会会議につきましては、文部科学省の教育委員会の活性化についての通知などに基づきまして、この活性化について改善を図っているところでございます。

具体的な改善策といたしましては、事務局から提出させていただきました資料を事前に委員さん方が検討された上で、会議に臨んでいただくことによりまして、定例会においてより効率的に議論を深めていただいておりますというところでございまして、また、教育懇談会方式を取り入れることによりまして、保護者や地域住民の意向を的確に反映するように努力しているところでございます。

教育懇談会は、教育委員が学校現場等を訪問いたしまして、現場の教員や地域住民などの皆さんから意見を頂戴する場といたしまして、平成17年度から開催しております。これらの視察等に加えまして、平成24年度からは、教育の重点施策について十分な議論を行う会も設けておるところでございます。

また、定例会や懇談会の開催時には、事務局から事業進捗等の報告を受けることによりまして、教育委員がきめ細かい情報を把握いたしまして、今日のさまざまな教育課題に対して適時迅速な意思決定ができるように努めておるところでございます。

2ページでございます。2ページから5ページまでが教育委員会会議の議案等の審議内容の一覧でございます。内容につきましては、時間等もございまして、割愛させていただきたいと思っております。

6ページ、7ページ、こちらが教育懇談会の開催状況でございまして、そのテーマ、内容等についての詳細を一覧表にしたものでございます。ご一読ください。

8ページでございますが、こちらは教育費性質別決算推移ということでお示したものでございます。内容といたしましては、教育経費といたしまして、ソフト事業、そして、ハード事業、そして、人件費ということで分類させていただきまして、それぞれにおきまして、過去5年の推移を数値とグラフでお示してございます。

その分類につきましては、一覧表とグラフの間のところに説明をさせていただいておりますが、大まかな要因を申し上げますと、下のグラフでございますが、一番左側、学校教育経費のソフト事業といたしまして、平成21年以降には上がっております。これは何かといいますと、中学校の給食デリバリーの実施が大きな要因、ほかにもいろいろな要因もございまして、大きな要因としてそれが挙げられるというところでございます。

続きまして、その右のハード事業の推移につきましては、平成23年度、24年度、こちら

でちょっと山が上がっておりますが、こちらは、23年度で泊山小学校と河原田小学校の改築工事の経費といったところでございます。平成24年度が富田中学校の武道場の建築費用と、こんなところでございます。

そして、その隣の人件費でございますが、こちらは逆に平成20年度から21年度とちょっと減少してございますが、こちらは、小学校給食の委託化による人件費の減が生じたということで推移しておるというところでございます。

9ページでございます。こちらは年度別教育費決算額の推移といたしまして、目的別の決算状況としてお示ししたものでございまして、先ほどの要因が大きくかかわっておるところでございますが、こちらでも教育総務費の平成21年度で突出しておりますのが、電子黒板を備品として購入させていただいたことによるものでございます。

そして、小学校費で平成21年度、23年度、24年度でふえておりますのは、先ほど申し上げました、泊山小学校、河原田小学校の改築費の増加というところでございます。

中学校費では、平成23年度でふえていますのが富田中学校の武道場と、新学習指導要領の導入の経費というところでございます。

社会教育費での平成22年度の増というのは、久留倍官衙遺跡の関係経費というところで、保健体育費の平成20年度は、温水プールの耐震工事の費用と、こういったところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

石黒学校教育課長

10ページからの説明をさせていただきます、学校教育課関連です。

まず、10ページ、11ページですが、横長になっております。申しわけございません。10ページは小学校、11ページは中学校の加配状況の一覧を作成させていただきました。小中学校の教職員構成、正規、講師にかかわらずということでしたので、左から児童生徒数、学級数、それに伴う教職員数が表示してあります。定数という欄は、標準定数と国及び県による定数加配が一覧になっています。

それから、内容としては、みえ少人数、それから、少人数指導、支援加配など、加配の種類を明示してあります。

その右には、養護教諭、事務職員、小学校は栄養教諭等について、正規と期限つきに分けて示してございます。

さらに、その右は、加配されている常勤講師で、左から四日市30人学級のための常勤講師、それから、県費の常勤講師とその理由が、そして、非常勤講師については、その理由とともに表示してございます。

一番右の欄には、特別支援学級への介助員と特別支援教育支援員の数が表示してあります。

12ページには、加配の名称と主な目的について簡単に説明してございますので、参考にさせていただくようお願いをします。

13ページは、中学校給食事業費につきまして、平成24年度の当初予算と算出根拠、決算額を一覧表にさせていただきました。予算・決算とも、そのほとんどを委託料が占めております。その内訳としまして、調理配送の委託料と予約システムの委託料、あと報償費、需用費などと合わせて、当初予算額、予算現額はごらんのとおりです。それらの内容については、備考欄に説明をしてございます。

算出根拠については、予算額の右に示してございます。それぞれの決算額についても、ごらんのとおりでございます。

なお、2月補正で、3600万円の減額を行っております。

14ページから18ページにまいります。学校運営費に関する資料ということで、14ページと15ページにこれまでの経過をまとめさせていただきました。まず、昨年10月に、各学校における「学校運営費に関する調査」を行いました。その結果を受けて、(2)ということなんですが、「公費負担と私費負担についての考え方」を作成しました。この資料でも、改めて17ページと18ページに掲載をさせていただいております。今後、これを考え方と呼ばせていただきたいと思いますと考えております。

この考え方につきまして、平成24年11月12日、教育民生常任委員会の所管事務調査で報告をさせていただきました。昨年11月から年末までの時間をかけて、調査結果をもとに平成25年度予算要求を行いました。予算要求に当たっては、(4)の及びの考えで臨みました。

15ページにいきまして、(5)にありますように、学校運営費に関する一連の経過や整理した考え方について、市P連会長会で説明をいたしました。この場では、考え方についてご理解を求めるとともに、各単Pで行う予算編成の参考にさせていただくようお願いをいたしました。

本年3月には、予算常任委員会教育民生分科会において報告を行いました。先ほどの予

算要求の考え方に合わせ、(6)の にありますように、予算内示額について報告をいたしました。結果的に、消耗品費について大きく増額の内示があったということでございました。

このとき報告に合わせて、平成25年度にはさらに調査を行い、考え方 についてさらにきちんと整理していくという説明をさせていただいています。

これを受けまして、本年に入りまして、6月には調査のための検討会議を開き、校長、教頭、事務職員それぞれの代表と協議を行いました。検討結果を受けて、7月の夏季休業の前に、「学校運営費に関する調査 」を各小学校に依頼しました。

16ページをごらんください。今後の予定ですが、今回、行った調査につきまして、現在、係が集計を行っておりまして、まだその結果としては出ておりません。調査結果を受けて、10月から11月、検討会議を開催して、考え方 をまとめたいと考えております。また、それを平成26年度予算要求に反映させるつもりでおります。考え方 につきましては、11月定例月議会の教育民生常任委員会の場で報告をさせていただくという予定でおります。

説明を申し上げてまいりましたように、本年の調査を行ったばかりでありまして、考え方 について、まだその概要についても説明できる段階にはございません。ただ、考え方 作成の視点というところにありますように、分類Cについてどのように考えていくか。(2)にありますように、どの学校にも必要で基本的な物品、またその必要で基本的な数な量などについて、具体的な姿をどう考えるか。さらに、集金等の事務取扱要領や団体等から寄附を受け取る場合の寄付受納基準についていかに適正に運営していくかということ視点を以て今後、知恵を絞ってまとめていきたいと考えております。いましばらく時間をいただきたいとということで、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

吉田指導課長

19ページをごらんください。英語指導員の契約内容等についてでございます。そこに表にまとめさせていただきましたように、英語指導員には、直接雇用と派遣契約の2種類がございます。直接雇用では、いわゆる姉妹都市ロングビーチの提携関係を活用した雇用と、JET、国の制度を利用した雇用の2種類がございます。いずれも常勤で雇用をしております。これらの者につきましては、全中学校を中心に、一部の小学校と全幼稚園で勤務することになっております。

また、右半分の派遣契約では、指名競争入札による派遣契約により、民間企業が雇用している英語指導員を小学校に派遣しております。

このようなことにつきまして、下に2、参考というところで、英語指導員にかかる雇用の経緯ということで示させていただきましたが、本市は早期から英語教育に力を入れてきておりますので、小学校の英語教育につきましても、平成12年度から始めました。同時に、この英語指導員も配置してきました。しかし、いわゆる直接雇用の人数だけではとても賄い切れないという状況が生じてまいりましたので、平成16年度からはY E F、この派遣契約に基づいたもので対応をさせていただいているということでございます。

以上です。

山下人権・同和教育課長

平成24年度自己実現支援事業の総括について、20ページ、21ページに載せさせていただきました。この事業は、人権プラザを有する保々、神前、常盤、日永の各地区で、子ども人権文化育成協議会への平成24年度新規委託事業として実施しました。事業の目的は、いまだ特定地域に集中する低学力傾向の課題の解決を目指し、家庭教育を支援し、子供たちの学習習慣や基礎学力の定着を図り、学校での学習に意欲を持って取り組めるようにしていくことにあります。

成果としては、まず、学習習慣に定着の兆しがあられ、学習に対する姿勢が向上した子供たちがいます。宿題をやり遂げて、きちんと提出することが自信につながっている子と、一緒に参加している友達に刺激を受けて意欲の向上が見えた子、授業中の挙手がふえたなどもあります。

また、ある地区では、地元の大工さんや幼稚園の先生、会社の社長さん、大学生など、さまざまな立場の方の話を聞いて、自分の進路の参考にしたりしました。

さらに、青年会が学習支援に当たることで、子供たちが親近感を持って質問や相談ができ、意欲づけになった地区もありました。

課題としては、指導者の確保の問題や、地区によっては子供の参加が減ってきたり、本来に参加してほしい課題を抱えた子供が参加しなかったりという現実があります。4カ所の人権プラザで実施している参加対象者の学力保障チェックシートや学びのカルテ等を効果的に活用しながら、学習理解や粘り強さ、友達関係などについて学習支援員と学校が人権プラザを通じて連携していくことが大切だと感じています。

以上です。

西浦教育支援課長

順次、関係分をご説明いたします。

まず、資料の22ページ、23ページをごらんください。ここではICT機器の配置状況についてご説明申し上げます。

22ページの上に、各小中学校に配置しておりますICT機器を一覧で紹介してまいります。その下に小学校、23ページ、中学校ということで、学校の学級数の規模ごとに順番に並べてまいります。

内容につきまして、まず、サーバー関係でございますが、これはいずれもデータやシステムの管理をするためのもので、職員室とコンピューター教室に用途別に各校1台ずつ配置してまいります。

次に、各種PC、パソコンでございますが、校務用PCは、教職員の一人一台のパソコンでございます。配置数は各校の職員数です。

教育用PCは、コンピューター教室に配置してある児童生徒用と教員指導用で、各小中学校41台の設置となっております。

次に、視聴覚モニタセット、プロジェクターセット、電子黒板セット等は、いずれも教材提示と授業で活用するもので、移動をさせて活用することもできます。これらの配置数につきましては、いずれも学校規模に応じて配置しております。

図書用PCは、小学校の図書室の数や、中学校では学校規模に応じた配置となっております。

ICT機器の配置については、以上です。

続いて、24ページをごらんください。教職員一人一台パソコンの活用状況についてご説明申し上げます。

配置の狙いと経過につきましては、冒頭に紹介させていただいておりますように、平成16年度から始まりまして、平成20年度には全ての職員に一台のパソコンの配置となりました。

その活用の主な内容でございますが、まず、本庁のシステムとリンクしておりますものは、そこに掲示してありますように、共有サーバーへの接続。また、アウトルックというメーラーですが、メールの送受信。そして、掲示板システム、これが本庁とリンクをして

ございます。

そのほか、校内で単独の業務といたしまして、そこに随時掲示してございますし、養護教諭、あるいは、事務職員といたしますか、専任業務についてもそこに示させていただいたとおりでございます。

この一人一台パソコンの導入による効果でございますが、一定事務の効率化につながっていること、あるいは、教材等を学校間で共有できることといったようなことも挙げられますが、各校のいろんな書類の様式、あるいは、処理の手順等は違いがございまして、まだまだその辺の効率化を図っていくべき部分がございます。例えば、校務の統合ソフトの導入も今後、必要に応じて検討していきたいと考えてございます。

教職員一人一台パソコンについては、以上でございます。

続けて、お願いいたします。資料の25ページをごらんください。これは、平成24年度の教育情報システム運営費の詳細についてということでございます。

決算額は右上に示しましたとおり、2億1102万9050円でございます。そのうち、3000万円余が資料の にございます小中学校へのICT機器及びソフトウェアの導入に係る費用です。

具体的には、職員室用のサーバー更新に係る備品購入費として1300万円余、保守運用の委託料が560万円余、機器の修繕に係る需用費が450万円余。その他通信回線料等で280万円余等となっております。

次に、 に示しました、主に小中学校、先ほども紹介しましたが、パソコン教室等に配置のICT機器のリースに係るものでございます。合計で1億8000万円余でございます。これは5年間のリース、60月分のうち、平成24年度の12月分を示させていただきます。

具体の中身については、「すぐメール」の運用に340万円余、小学校の機器リースに1億870万円余、中学校の機器リースに5500万円余となっております。パソコン本体のリース関係がその9割近くを占めてございます。

そのほかは、マイクロソフトの基本OSとか、ワードやエクセルのソフトの使用契約料が1270万円余等となっております。

もう一つ、学校図書館ネットワーク事業につきましては、決算額1142万2404円でございますが、その詳細はそちらに掲載させていただいているとおりでございます。

以上でございます。

伊藤社会教育課長

まず、26ページのほうをごらんください。「本のあるまち」の行政区別の店舗数でございます。この事業は、四日市市子どもの読書活動推進計画の中の一つの事業でございます。ごらんのように29店舗でございます。内訳は、中部地区の本町通り、中央郵便局の前の通りで、本町プラザからJRまでの間におおむねあります18店舗のご協力と、それから、市内各地の自動車販売会社、こちらで8店舗のご協力。それから、三泗小児科医院で3医院のご協力をいただいております。自動車販売会社と小児科医院さんのほう、菰野で各1店舗ずつ協力いただいておりますので、現在、29店舗とさせていただきます。

続きまして、27ページのほうをごらんください。学校開放教室の状況ということでございます。小学校40校とPFIを導入しています3中学校、合計43校で、平成24年度は5292回ございました。真ん中のところの表のほうは、小中学校合わせて43校、地区別に並べさせていただいた表でございます。

また、ばらつきを見たいということでございましたので、グラフのほうをごらんいただきたいと思います。

続きまして、28ページからごらんください。こちらにつきましては、国指定天然記念物「御池沼沢植物群落」の改善計画につきまして、計画の概要、年次計画、それから、24年度の内容ということでの資料でございます。

まず、28ページに書かせていただいておりますが、概略でご説明しますけれども、御池沼沢周辺の開発や湧き水の減少がございますので、現在、陸地化が進んでございます。そちらの回復のために平成20年度から植生調査を行ってまいりました。また、平成21年度、22年度からは、緊急雇用創出事業を活用して改善計画のほうを行ってまいりまして、それを経まして、改善計画というものを作成いたしました。また、平成23年度からは、総合計画第1次推進計画として国の補助もいただきながら、進めているものでございます。

御池の西部のほうは約1万7700㎡ございまして、そのうち湿地が900㎡あります。こちらにつきましては、貴重な植物が見られる範囲を拡大しようという目的で、常緑樹の伐木除根、あるいは、抑制種ヨシなどの駆除、水路のしゅんせつ、あるいは、積み重なったものの排出などを行う予定で進めてございます。

また、東部指定地のほうは約2万8500㎡ありまして、もともとが大きな池であったということから、ため池の機能を回復させるのがよろしいということで、堰を改修したり、水路を改修したり、あるいは、常緑樹を除くというような工事を行うというもので、そのよ

うな改善を行いながら、通年で植生調査を行って、観察をしているというものでございます。

年次計画のほうは、表のほうで示させていただきました。金額は書いてございませんで、申しわけございません。平成20年度は約20万円で行いました。また、21年度は約710万円、22年度は約370万円で行っております。また、23年度は約500万円、24年度の決算額は480万6945円でございます。また、平成25年度は約500万円の予算を認めていただいております。

29ページのほうをごらんください。平成24年度事業につきましてということでございます。

植生調査のほうを行いました。また、(2)の改善作業でございますが、西部のほう、東部のほう、記述したような中身のほうで進めております。事業の効果といたしまして、西部のほうにつきましては、希少な植物が広範囲で何とか見られるように進んできましたということ、それから、見学しやすい環境も整いまして、四日市農芸高校さんの実習なども今年度から始まったところでございます。

30ページのほうをごらんください。ご参考まででございます。御池沼沢の1年ということで、左側が東部、右側が西部でございます。

一番上の写真のように、冬の間はボランティアさんの作業、大池中学校さんの作業など、あと、この改善の効果もございまして、一面見渡せるような状況には年の最初はなっておりますが、その後、春からは、どんどんと色々な植物が生えてきてございますが、ここに書かせていただいたように、足元に咲く、小さな小さな花ですけれども、希少な御池特有の植物、あるいは絶滅危惧種に指定されている植物が、季節ごとに足元で観察できるというような状況を去年も確認できまして、また、この写真ですが、市民の方から寄せていただいた写真を使って、こちらの資料を作成させていただいております。

説明は以上です。

小垣内スポーツ課長

よろしく申し上げます。

31ページをお願いいたします。運動施設における負担率についての表でございます。各施設と、それから、右に利用者数、収入等を記載させていただきました。Cの欄の支出合計というのが各施設にかかる管理費というものでございます。ただ、この中には、大規模

な改修に関する施設改修の部分は入れてありません。例えば、15番の三滝テニスコート、平成24年度、約1億円かけてテニスコートの張りかえをしました。そういうのは入れてございません。通常かかる管理費としての数字です。

19番の城北テニスコートのみ、土地の賃借料が約1040万円あります。それはこの1700万円の中に含めてございます。

それから、Dが収入を引いた金額、これが公費の支出額ということになります。それと右のそれぞれ利用者の負担率と公費の負担率ということパーセントでお示しいたしました。

ただ、22番から25番、この河原田、鈴鹿川の運動広場につきましては、負担率というのは90%を超えておりますが、小規模施設で公費の支出が100万円程度という施設でございます。負担率でいきますと、90%を超えるという表になっておりますが、この辺は一つの目安ということでお願いいたします。

それから、32ページに、施設がたくさんあるので、それぞれの上位10番というのをこの表にまとめさせていただきました。

運動施設の負担率については、以上のとおりでございます。

引き続きまして、33ページをお願いいたします。各施設の減免ということでご質問いただきました。まず、33ページが四日市ドームの使用実績と減免の状況でございます。上の段が小中学校の実績でございます。2番目は市外ですので、割愛させていただきます。

3番目が障害者団体の利用がありましたので、記載させていただきます。

34ページがドーム以外の運動施設の状況でございます。それぞれの状況で、ここに記載させていただいております。

それから、この利用については、全てアマチュアスポーツの利用額のみで、講演会とか入場料を徴収するようなイベントはありませんでしたので、割愛させていただきました。

なお、同時に、文化会館の利用はどうかというご質問もありまして、この資料作成までにご用意できませんでしたが、文化会館から資料をお預かりしてきました。委員長、追加資料ということで配付させていただいていいですか。

日置記平委員長

はい、配付してください。

小垣内スポーツ課長

では、よろしく申し上げます。

ただいまから配付させていただきますが、文化会館については、減免規定がないということで、減免対象はないということでございます。全ての小中学校が利用料金の徴収の対象ということでした。

ご説明は、以上のとおりです。

水谷博物館副館長

よろしく申し上げます。

35ページをお願いします。博物館の学校団体の利用状況について説明させていただきます。

保育園、幼稚園、小学校、中学校合わせまして、常設展が136校園の7270人、特別展が106校園の5557人、プラネタリウムが234校園の1万3610人、その中には重複して換算している学校・園がございますけども、合計しますと、476校園の2万6437人となります。ちなみに、これは観覧者全体の26%に当たります。

観覧料につきましては、常設展は全ての方が無料、特別展は中学生以下は無料、プラネタリウムは、個人で観覧される場合は小学生以上は有料ですが、三泗地区の学校団体としての利用につきましては無料、それ以外の地区の学校は有料になります。

減免理由につきましては、障害者の方は5割引になりまして、常設展は無料のため数えございませんけれども、特別展、プラネタリウムの利用者数はごらんのとおりです。

以上です。

村田教育委員会政策推進監

よろしくお願いいたします。

続きまして、資料のほうは36ページでございます。C T Y関連業務の決算及び契約見直しについてでございます。教育委員会において現在、C T Y関連業務の決算がある所属につきましては、図書館、教育支援課、学校教育課、博物館の4課になります。

まず、上段の表につきましては、C T Yにサーバーを設置し、その付随の通信料を支出した施設について、平成24年度の決算のほか、入札の有無や時期、切りかえ時期などを示しています。

図書館につきましては、市立図書館やあさけプラザ、環境学習センター、楠公民館図書室における図書の検索や貸し出し処理を行うための図書館情報システムであります。次回の切りかえの際には、入札により契約業者を決定していくものとしておるところでございます。

また、教育支援課分につきましては、 につきましては、学校図書室における貸し出しシステムとその通信料になります。

そして、 につきましては、小中学校や適応指導教室などにおけるインターネットの通信料になります。

、 の学校図書館ネットワークシステムとその通信料につきましては、次回の切りかえの際には、入札により契約業者を決定していくものとしております。

の小中学校の適応指導教室などにおけるインターネット通信料は、現在、CTYの社会貢献により、通常に比べ安価で契約しているため、この状態が続けば、契約を継続していくこととしております。

次に、下段の表でございます。こちらにつきましては、CTYのテレビ回線を活用した緊急地震速報を小学校40校、中学校22校、図書館、博物館、楠歴史民俗資料館に設置しております。全市的に緊急地震速報は設置しておりますもので、機種変更をするまでは継続して使っていくものとしております。

資料について、説明は以上になります。

そして、これで全ての決算常任委員会の教育民生分科会資料についてはご説明が終わりまして、詳細の部分につきましては、引き続き、ご説明させていただきます。

石黒学校教育課長

決算常任委員会資料で説明をさせていただきます。前半部分のほか、頭書の部分は飛ばさせていただきますので、12ページでございます。少人数学級拡充事業からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算額、決算額は、右上にござんのとおりです。この少人数学級拡充事業は、いわゆる少人数学級拡充事業と学校教育アシスト事業ということからなっております。少人数学級拡充事業は、中1ギャップ解消などを目的として、中学校1年生において30人学級編制を行いました。平成24年度は14人の常勤講師を配置いたしました。学校教育アシスト事業は、基礎学力の向上など各学校が抱える課題の解決のために非常勤講師を配置し、少人数授業

やチーム・ティーチング事業などを行いました。配置人数と指導時間は表のとおりでございます。

一方、この事業において課題解決のためには、そうした市の非常勤講師だけでなく、県も含めた常勤講師、さらには、経験の浅い教諭などの力量を上げることが重要であると。そういった考えから、退職した校長等を教育アドバイザーに委嘱し、実際に授業を参観して指導技術や授業の考え方など具体的な指導を行いました。実績として2619時間ございます。

事業の効果として、少人数学級拡充事業によって、中学校1年生を30人学級にしたことで、中1ギャップの緩和が行われたと考えております。学校教育アシスト事業では、非常勤講師の配置により、児童生徒の基礎学力の定着はもちろん、授業態度に落ちつきが見られ、教員からだけでなく、保護者の方からも評価をいただいております。

少人数授業について満足、おおむね満足の学校の割合というのは95%となっております。また、講師や経験の浅い教諭が力量を伸ばすために、経験を生かしたアドバイザーの指導というものも効果を上げていると考えております。

これら事業の今後につきましてですが、平成25年度からは、小学校1年生でも小1プロブレムの解消を狙いとして、30人以下学級を実施するための講師を配置しております。また、非常勤講師については、今後も各学校の要望や状況をより深く把握して、適正な配置に努めるとともに、課題となっている人材の確保にも一層努力したいと考えております。

教育アドバイザーにつきましては、学校からの要望も年々多くなってきております。若手教員等の育成のために、指導支援の充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

吉田指導課長

続きまして、13ページのほうをごらんください。

学びの一体化推進事業についてでございます。右肩のほうに決算額等は書かせていただいておりますが、主な内訳は、非常勤講師の賃金と到達度検査の費用ということで、約1600万円ほど活用させていただいております。

事業内容につきましては、そこにも書かせていただきましたが、同一中学校区における幼稚園、保育園、いわゆる就学前と、小学校、中学校が交流を深めて、確かな学力、健やかな成長を目指すために、授業改善や指導改善を図る。そして、それだけではなく、子供

同士の交流を深め、スムーズに上級の学校へ進むということを考えております。

就学前と小学校の連携を進めるためのスタートカリキュラムというようなものを活用したり、小学校と中学校が連携した英語、数学の乗り入れ授業、あるいは、夏季休業中の補充事業などのところに小学校の教諭が中学校へ入り、基礎的なことを教えるという活動、取り組みをさせていただいています。

平成24年度は、中段に表がありますが、推進協力校区として6校区を指定して取り組みを進めてまいりました。この指定校区につきましては、一応2年間を指定しております。そして、今後、学力の向上と不登校の児童生徒の発生率を下げるように、連携した取り組みをさらに進めていきたいと思っております。その効果として、2、事業効果と今後の方針のところにありますように、全国学力・学習状況調査の部分と不登校発生率の変化ということで、平成22年度、23年度に指定を受けました6中学校区のところをピックアップして、比較したグラフを載せさせていただきました。

続いて、もう一つ、次、14ページをごらんください。

四日市科学セミナー事業についてでございます。この説明をさせていただく前に、1カ所訂正がございます。まことに申しわけございませんが、訂正のほうをお願いします。

1の授業内容のところの 四日市発宇宙への旅講演のところの一番下に「会場」とありますけども、「四日市文化会館第2」となっておりますが、「第1ホール」です。あわせて、その下に「参加」というのがありますが、「481名」と書いてありますが、「746名」の誤りでしたので、ご訂正のほうをお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。本事業は、直接科学技術に触れる機会をふやすこと、そして、理科・科学が好きな子供の育成などを目的に、平成24年度、初めて実施をさせていただきました。特に、四日市の地域性、こういうコンビナートの企業等の参加を活用した授業は、平成19年度から始まりました企業連携、これがベースにありまして、これらの企業の協力を得て実現をさせていただくことができました。

例えば、 のバスでめぐる「環境のまち四日市」につきましては、富士電機、東邦ガス、そして、市の施設でもありますが、環境学習センターを活用させていただいて、そのようなことをさせていただきました。

の実験・体験という部分につきましては、これは協力企業として、東ソー、第一工業製薬、中部電力、J S R、東芝、三菱化学、味の素等の企業に賛同を得ましてやらせていただきました。

につきましては、JAXAとの提携も行いまして、JAXAの協力を全面的に受けながら、そして、四日市出身の副理事長の樋口先生のお力もおかりして講演会をさせていただいたというようなことでございます。

2、事業効果及び今後の方針のところにも書かせていただきましたが、参加した子供たちからも、あるいは、協力いただきました企業関係者からも大変好評をいただいております。このようなことで、本年度も8月に実施をさせていただいたというところでございます。

以上です。

西浦教育支援課長

資料の15ページをごらんください。

特別支援教育相談事業でございます。予算現額及び決算額につきましては、右肩に掲示させていただいているとおりでございます。

内容について順次説明させていただきますが、決算額のうちほとんどは、これから説明させていただきます各協議会、あるいは、支援委員会等々の専門的な委員さん方の報償費でございます。

まず、(1)でございますが、これにつきましては、学校・園に出向いて相談を必要としている子供たちに相談業務をしているものでございます。対象は、保育園、幼稚園、小中学校でございます。

その担当としまして、特別支援コーディネーター、これは学校の教員がしております。または、臨床心理士、あるいは、言語聴覚士と言われるいわゆるセラピスト、そして、特別支援学級の担任経験のある元教員、あるいは、特別支援教育士、スーパーバイザーと呼んでおりますが、そういった専門家の方々の協力を得て、順次訪問相談を実施してまいりました。

そして、(1)の でございますが、この相談内容に応じて、子供さんによって観察を続けたり、あるいは、適切な関係機関、例えば、診療所でありますとか、あすなろ学園といった専門機関のほうに紹介をしたりということで、連携をして支援に当たってまいりました。

次、 でございますが、就学支援委員会という委員会がございます、これは学識経験者、あるいは、小児科の医師、また、小中学校長の代表を初め、委員を構成しております。

会議は年間8回開催しまして、まずは保育園、幼稚園の5歳児の子どもさんが来年度どこに就学をするかという就学先の検討、さらに、小中学校に今在籍中の児童生徒で、翌年度から特別支援学級へ変わりたいとか、特別支援学校のほうへ転学をしたいというお子さんについての審議をしております。

また、これらの審議対象となった子どもさんたちだけでなく、既に各校園に在籍中の特別な支援を必要とする子供たちについては、途切れのない支援を早期から継続、共有するために、平成21年度から、こちらに表紙が載っておりますが、相談支援ファイルを作成して、活用を続けているところでございます。

(1)の でございますが、特別支援教育推進協議会がございまして、これにつきましては、学識経験者、また、障害者団体の方を初め、教育、福祉、保健、医療等の関係機関の代表の方にお集まりいただいて、年間4回会議を開催して、関係機関との連携強化、充実に努めてまいります。

続いて、(2)でございますが、今、(1)で説明させていただいたのは、こちらから出向いて相談をさせていただいているものですが、(2)につきましては、総合会館の6階に相談する部屋が幾つかございまして、こちらに保護者や子どもさん方に来ていただいて、指導主事や、あるいは、臨床心理士等のセラピストがチームを組んで教育相談、あるいは、遊戯療法等を行ってまいりました。

また、心に病気を持つ子どもさん、例えば、精神疾患でありますとか、統合失調症など、専門的な医療を必要とするお子さんにつきましては、早期支援、YESnetと呼んでおりますが、これについて健康福祉部と連携して取り組んでまいりました。

最後に、(3)でございますが、これらの教育相談や特別支援教育の充実にさらに図るために、教職員の研修を実施してきたところでございます。

今まで説明をいたしました相談の件数、あるいは、就学支援の対象となるお子さん方、支援ファイルを作成しているお子さん方、いずれも年々増加の傾向にございます。今後も、さらにこの事業を充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

富山教育委員会理事兼教育施設課長

よろしく願いいたします。

16ページでございます。小中学校の改修事業でございます。(1)にございますように、

河原田小学校、平成22年度から着手いたしまして、平成24年度につきましては、新設された校舎の仕上げ、また、古い校舎の解体、そして、その跡地の整備ということで、2億7000万円ほどをかけまして整備が完了したところでございます。

(2)の富田中学校の改築整備につきましては、平成24年度におきましては、設計業務の終了ということでございます。富田中学校につきましては、昨年8月に補正をいただきまして、現在、着手しているところでございます。現在、2階の床を打設中で、この学校につきましては、津波避難の場所になるということから補正をいただいたところです。その完成に向けて進んでいるところでございます。

やはりこういった改築事業等につきましては、その学校を取り巻く情勢を注意しながら見きわめまして、そういった計画についても今後、留意、検討をしていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

伊藤社会教育課長

17ページ、久留倍官衙遺跡整備事業のほうをごらんください。予算現額1億5402万150円で、決算額7246万3383円でございます。繰り越しがございました。

事業内容ですが、平成24年度は整備検討委員会を2回開催いたしまして、指導を得ながら、プロジェクトチームを活用しまして、史跡地の実施設計、それから、エントランス地区の調整池設置工事などを行いました。調整池につきましては、5月末に終了しております。また、地元の方を中心に組織をされています久留倍官衙遺跡運営委員会と連携なども行いました。

事業効果と今後の方針でございます。基本設計書は平成23年度に策定しております。それに基づきまして、平成24年度、史跡地の実施設計を作成いたしましたので、今後、史跡公園の整備工事のほうを順次進めていく予定でございます。また、エントランス地区につきましては、地下調整池を設置いたしましたので、雨水排水対策を進めたところでございます。平成25年度は擁壁や残りの排水施設を整えて、駐車場整備を行う予定でございます。また、地元の久留倍官衙遺跡運営委員会とは、行政と地元双方の立場で意見交換を行いまして、事業協力のほうを行ってまいります。

平成28年度末の整備完成ということでございまして、今後は、ガイダンス施設や復元建物の設計のほうに入っていきます。それで順次、工事を進めますとともに、利活用のプロ

グラムのほうも具体的に進めていく予定でございます。真ん中のところに整備、年次計画と進捗状況ということで、基本設計書のほうに既に年次計画を公表しております。そのとおりでございます、このような形で進捗のほうを行っているところでございます。また、下のほうに整備事業費概算と進捗状況ということで、また、基本設計書のほう、合計5億9700万円ということで、各事業概算を出しております。平成23年度、平成24年度合計で執行いたしました9966万6000円でございますので、お示しをさせていただきました。

川森図書館長

私のほうからは、資料18ページのほう、図書館改修事業費についてご説明させていただきます。

この図書館改修事業費につきましては、総合計画の推進計画事業に基づきまして、図書館利用者の快適な読書環境の改善を図るということを目的にしまして、資料に記載しましたエレベーター更新工事等を行ってまいったところでございます。老朽化が著しかったこれらの設備につきましては、エレベーター室内の24時間監視や空調の改善による館内適正温度の管理、それから、消防設備の更新など、館内の安全と利用者の利用環境に配慮した事業として実施してきたところでございます。

事業費につきましては、予算現額2500万円に対しまして、決算額は2434万円でございます。

説明は以上でございます。

水谷博物館副館長

よろしく申し上げます。

19ページをお願いします。博物館のリニューアル事業につきましては、平成24年度から26年度までの3カ年の計画で事業を進めておりますが、24年度の決算について説明させていただきます。

決算額は260万602円で、常設展示の改修事業では、12月にリニューアル機能計画検討委員会を設置しまして、会議を3回開いて検討を行い、それをもとに基本計画を3月に策定いたしました。経費の内訳は、検討委員の報償費と基本計画策定支援業務委託料です。

プラネタリウムリニューアル計画につきましては、3月に検討委員会を立ち上げて、現在までに3回会議を開催しておりますが、24年度分としましては、初回の会議1回分の委

員の報償費となっております。

3カ年計画のリニューアル事業の初年度決算は以上です。

小垣内スポーツ課長

20ページをお願いいたします。その他運動施設の整備事業でございます。事業内容は、三滝テニスコート、それまで14面のうち土のクレーコートが10面で、人工芝が4面でしたが、残りのクレーコート10面を全て人工芝に改修し、あわせて会議室やトイレ、シャワー室を改修しました。トイレにつきましては、和式を残しつつ、洋式のウォシュレット等を採用いたしまして、これが非常に利用者に好評でございます。

改修後ですが、4月から全面人工芝で利用させていただいています。去年と比べまして、特に6月、7月については、ことしは雨も少なかったんですが、約50%の増加というところでございます。予測でございますが、去年、平成24年度の利用者数が5万400人程度ですが、今年度、このままでいくと7万人を超えるかなという予測をしております。施設の改修によって利用者が喜んでいただき、利用者数もふえたというところでございます。

以上でございます。

日置記平委員長

終わりですね。ありがとうございました。

委員の皆さんにお伺いしますが、一応委員の皆さん方から追加資料の請求があったものについて説明をいただいて、それから、決算の部分の説明のところについて、ただいま説明が終わったところであります。

休憩をとらせていただきますが、再開は1時からといたします。

教育委員会の皆さんは、こども未来部のところが終わりましたらご連絡いたしますので、それまで待機してください。午前の部は、これで終わります。

11:56 休憩

13:01 再開

日置記平委員長

それでは、きのうは課題がありましたので、指摘されたことについては夕べ遅くまでかかって資料を作成をしていただきまして、皆さんのお手元にお配りしました。朝早く、私たち正副委員長で見せていただいて、さらに、副委員長のほうから追加の依頼もありましたので、午後一番に、これについてご説明をいただきます。

伊藤保育幼稚園課長

きのうは、その場での即答もできず、資料も整えていない状況で、大変ご迷惑をおかけしました。きのうご請求をいただきました保育所保育料滞納整理について、資料に基づきましてご報告をさせていただきます。

まず、1番とさせていただいた収納の状況でございます。平成24年度の収納状況といたしまして、24年度に保育園に入っていたいただいた分の保育料、現年度分につきまして、10億6500万円余の調定額、保育料に対しまして、収納額は10億4800万円余でございます。収納率といたしましては98.4%でございます。滞納額は1700万円余となっております。

また、平成23年度以前に保育園に入っていたいただいた方で、滞納の残っておる分といたしましては9300万円余でございます。収納額といたしましては1000万円余でございます。滞納額が8299万2300円で、収納率は10.1%でございます。

現年度の収納率の推移でございます。平成24年度は98.4%でございますが、平成23年度は98.6%、平成22年度は98.2%、平成21年度は97.5%となっております。

保育料の過年度分の収納の状況を年度ごとに表でまとめさせていただいております。平成23年度につきましては、1400万円余の調定額に対しまして、収納額は400万円ほどでございます。収納率といたしましては28%で、滞納額が1046万5910円となっております。

また、平成22年度、21年度、また、20年度以前に入所いただいた分の保育料につきまして、そちらの表にまとめておるところでございます。やはり平成23年度という形で収納率は28%でございますけれども、年数がたつにつれ収納率が落ちているという状況でございます。

といたしまして、平成24年度現年度の1706万8330円の滞納における滞納者の状況でございます。142名の該当がございます。その該当者につきまして、保育料の階層別にその人数を表記させていただいております。第1階層から第12階層という形で表のほうにはまとめておるんですけども、3ページの参考をごらんいただけますでしょうか。3ページに示させていただいておりますのが保育料の基準額表でございます。第1階層、第2階

層につきましては、保育料は無料となっております、第3階層以降で、それぞれの区分ごとに、児童の年齢ごとに保育料が決められております。

1ページのほうにお戻りいただきまして、本市の保育料の平均は第8階層に位置しております、第8階層を超える9階層以上のもので滞納の該当者もございました。これにつきましては、今までなかなか分析もされていないという中で、今回、改めて分析することでわかってきたところでございます。

下の円グラフのほうに、その階層ごとの割合を示させていただいております。

滞納整理の状況でございます。文書催告は、現年度は毎月20日に発送させていただいております。過年度につきましては、3カ月ごとの発送となっております。また、電話による催告でございます。30万円以上の高額滞納者に対して実施をしております、対象としては49名おります。それから、階層別の内訳といたしまして、先ほど見ていただいた保育料の階層、1階層から12階層に占める割合をこちらのほうに示させていただいております。

それから、3階層という形で、所得が低い方にも18名という形で、何カ月分かの多い滞納がかさんでおるという方もこちらのほうにはおられる状況が見受けられております。

2ページのほうをお願いいたします。催告に応じたものにつきましては、納付誓約を取り、時効を停止させております。納付手段といたしまして、原則、申し出による児童手当からの引き去りで対応するようにしております。実績といたしまして、6名、そのときの滞納額は133万8416円で児童手当からの引き去りで対応するようにしたところでございます。

また、相談にも応じない場合には、通知を行った上で、収納推進課のほうに移管をさせていただいております。平成24年度、平成23年度、平成22年度の移管分としてこちらのほうに示させていただきました。

納付相談でございます。文書催告、または電話での催告によりまして、窓口のほうで納付相談を受けていただくという形になってまいります。平成24年度は107件の納付相談があり、うち22件は児童手当からの引き去りにつながっております。平成23年度の実績といたしましては、89件でございました。

そういった中の例でございます。上の子供が入所の際に滞納をしておいて、下の子供を入所にということで相談に見えたようなケースの場合、滞納履歴がある者に対しましては、保育料の納付相談につなげ、納付誓約をとるという形で進めさせていただいております。

児童手当からの引き去りの状況でございます。特別徴収、強制的に徴収したケースにつ

きましては、13件、58万1540円でございます。申し出により平成24年度の児童手当から引き去った分、22件で、96万2500円となっております。

こういった状況の中でも、なかなか本人との接触もできず、居所不明、時効等で不納欠損となった状況でございます。平成24年度につきましては470万2580円で、対象は67名でございます。平成23年度、22年度の数字をこちらのほうに表記させていただいております。

また、平成24年度の67人に対する内訳でございます。公立保育園のほうは37名で、266万6270円、私立保育園に該当する者が30名で、203万6310円となっております。

今後についてでございます。これまでは高額滞納者に対する電話催告を中心に行ってまいりましたが、今回、改めて滞納者の状況を調査させていただいたところ、約2割を占める高額所得者、平均的な保育料を上回る階層の者につきましても見受けられたため、重点的に電話催告対象に含めて対応をしてまいりたいと考えております。

また、初期の滞納に対する働きかけが大変効果的であることから、現年度の対象者についても3カ月以上滞納が続いている場合につきましては、電話の催告の対象に含めて対応していきたいと考えております。

なお、児童手当からの引き去りについては大変効果的であるため、電話相談、電話催告、納付相談の中で積極的に活用をして、滞納整理に努めてまいります。

私からの説明は、以上でございます。

日置記平委員長

はい、ありがとう。

求められた意見に対する資料を提出していただきました。この表を見ながらご意見を賜りたいと思いますが、当初出ていたのは、例えば1枚目、平成23年度の表だけしかなかったんですが、副委員長のほうからいろいろご指摘いただいて、過去2年間、平成22年度、21年度というものを出示していただいたんですが、これを見ると、向上しているというところ、数字については努力度が見られるのかなとは思いますが。

あわせて、このこども未来部ができてから、また、短時間でやっているところも、私の認識不足でもありまして、皆さん方にとっても新しい部署の設立によっていろいろと考査していく悩みもおありかとは思いますが、しかし、仕事は仕事としての確にやっただく責任もありますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、どうぞ委員の皆さん方、ご

意見をいただきたいと思います。

山本里香委員

資料のことで確認だけいいですか。一言教えていただきたい。

日置記平委員長

どうぞ。

山本里香委員

ごめんなさい。2ページのところに、いろいろな状況の中でご苦労されて、特別徴収及び申し出による徴収ということをしたわけなんです、そのことによって、特別徴収の場合には、連絡もそれまではとれていないという状況なので、以後、何かその対象の方からコンタクトがあったとか、どんな申し出があったとか、何かがあったのかということと、申し出による徴収をされた、それは前年度分に対してということで、その後、きちんと利用が継続をされている場合、納まっているのかとか、そこら辺のところだけ教えてください。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

特別徴収に関しましては、基本的には該当する方に継続して行っておるんですが、本当に少ないですけれども、特別徴収から過年度分も払っていきこうという中で、申し出をされる方もいらっしゃいます。

申し出に関しましては、基本的には、申し出をいただいたところまでは、通常、自動的に設定された金額を徴収させていただいています。ただ、申し出をしたところまでしか滞納額の徴収には至りませんもので、それ以降、また、次年度等に滞納が発生した場合には、引き続き、継続して申し出を出していただくような働きかけはさせていただいております。

山本里香委員

わかりました。

そうすると、特別徴収の場合には、実行した中の方には、抜き去りをされているということも、その対象をもってわかってもらったと、そのまま何も言われなくても含めて、

納得してもらったと理解をしていいということですね。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

はい、そういう形になります。

中森慎二委員

資料をつくっていただいて、ありがとうございます。

まず、確認したいんですが、きょうの資料の収納状況の滞納額というものは、委員会資料の歳入の一番最後の14ページの、保育料の不納欠損と収入未済額部局別明細というのを
出してもらったんですが、ここの収納未済額総体の額とは一致していないということなん
ですかね。額はどう理解したらいいのか。

伊藤保育幼稚園課長

資料の1ページのほうに記載をさせていただいた、現年度分と過年度分を合計いたしま
すと、1億6万634円という金額になってまいります。この1億6万634円のほうから、資
料のほうの2ページ、不納欠損額という形の平成24年度分の470万2580円を引いたものが
決算常任委員会資料の中森委員ご指摘いただきました、12ページのほうの9535万8054円の
金額になってまいります。

中森慎二委員

そうすると、延長保育とか特定保育とか一時保育の金額は、この中には含まれていない
わけね。

伊藤保育幼稚園課長

はい、そのとおりでございます。

中森慎二委員

それは何で含めないんですか。そこでも滞納発生しているじゃないですか。

伊藤保育幼稚園課長

大変申しわけございません。保育料という形でいただいて、私のほうが思っておりましたもので、通常保育の保育料の滞納額、今のページの一番上段の保育所負担金についてご報告をさせていただいたものでございます。

中森慎二委員

延長保育負担金、特定保育負担金、一時保育負担金という項目の中で、保育所の収入に上げるべきものが滞納されている実態があるわけやから、保育幼稚園課としては、これをトータルで取り組まなだめなんじゃない。それは、1万円や2万円の滞納で済んでいるんじゃないよ。これ、200万円とか300万円のオーダーになってくるわけでしょう。この間も言っていたように、保育所負担金と延長保育、一時保育の滞納も連動しているわけじゃないですか、実際は。そういう実態もあるわけでしょう。そこは含めないかん、資料としては。

伊藤保育幼稚園課長

大変申しわけございません。延長保育料につきましては21万7800円、特定保育の負担金につきましては65万4400円と、トータルいたしまして、87万円余でございます。こちらの保育料につきましても、もちろん滞納分がこれだけ発生しておりますので、今回の取り組みと同様のマニュアル化をした形で、滞納整理に取り組んでおるところでございます。

中森慎二委員

それは後で調べてもらっていると思うんだけど、数字の実態としては、これを含めた数字にこれは作り直すべきですよ、資料として。

伊藤保育幼稚園課長

債権自体が公債権と私債権という形に分かれておりましたもので、こちらのほうも取りまとめることをしなかった状況がございます。また、資料としてまとめさせていただいて、提出をさせていただきたいと思います。

中森慎二委員

それはお願いします。

それと次、資料の2ページのほうの のところ、「相談に応じない場合は、通知等を行った上で、収納推進課に徴収権移管」となっているんだけど、収納推進課に移管する庁内の約束事、そういったものはどう、相談に応じなかったら、もう収納推進課に全部いくわけですか。

逆に言うと、保育幼稚園課の皆さん方が一生懸命努力いただいているとは思いますが、権利がかかっているのなら、もう早い時期に収納推進課にお願いして、専門的に徴収していただく体制に移管したほうが、滞納の累積を積んでいくことの予防になるのではないかなと私は思うんですよ。第一義的には担当課としての責任もあるんだけど、このところのルールがどうなっているのか、まず、お聞きしたいんです。

伊藤保育幼稚園課長

収納推進課への移管でございます。悪質と思われる滞納者についてということで移管をさせていただいておるんですけども、滞納額が10万円以上、かつ、1年間納付のないもの、こういった方につきまして保育幼稚園課の保育料だったり、その他いろいろな料、税について移管をさせていただくというルールになっておるところで、保育幼稚園課のほうでもこういった形で、今、取り組ませていただいているところでございます。

中森慎二委員

それは、間違いなくそのルールで移管しているの。というのは、せっかくルールがあるのに抱え込んでいてしまって、保育幼稚園課の皆さん方も本来、いろんな業務を持っている中で、これだけやっているわけにいかないと思うわけですよ。だから、例えば、収納推進課、これはそちらでやってくださいという話も出ているのかどうかも、実態がわからないのであえて聞いているんだけど、そこら辺の現実、実態はどうなんですか。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

10万円以上という形になっておるんですが、やはり収納推進課のほうでも対処できる人数というところもありまして、20万円にさせていただいたり、30万円にさせていただいたりという形で、ある程度、収納推進課のほうでリストアップをしていただいた上で、対応させていただいているのが現状でございます。

中森愼二委員

その収納推進課に移管をするという庁内のルールというのは、書面になっているんですか。それをちょっと出してくださいよ。というのは、収納推進課の都合で原課に戻るような話であったりとかということでは僕はいかんと思うので、専門的に徴収業務に当たっている収納推進課というものが新たにつくられているわけで、その役割をちゃんと果たしていただくためにも、そのルールが厳密に守られている、原課のほうでこれはいいですわというのならまた、別ですよ。そういうものじゃないとすると、決められたルールにのっとって、それをちゃんと整備されているのかどうかということで、あえて聞きたいので、そこら辺のルール化されたものが書面であるのかも含めて、お答えいただけませんか。

伊藤保育幼稚園課長

保育料の滞納につきましてのマニュアルの中で移管への事項がございますので、そこでルールが10万円以上という形になっておりますので、その資料を確認いたしまして、準備させていただきます。

中森愼二委員

あわせて、その資料と、例えば、ここ3年ぐらい、原課から収納推進課に移管をしたりストってあるわけでしょう。それもあわせて出してください。

伊藤保育幼稚園課長

はい、提出させていただきます。

芳野正英委員

債権に関して、去年、総務委員会でも協議会でやって、それぞれの債権ごとに滞納整理マニュアルが整理されているというのはお聞きしたので、分厚いものだと思うので、その移管の部分のほう、さっき中森委員から指摘があったので、その部分を出していただければなと思うんですけど。

去年、聞いたときには、原課のほうで、保育所負担金に関する収入の部分で言うと、文書、面談による催告を行い、分割返済などの納付相談に応じていくと対応を書いているん

ですけど、きょういただいた資料だと、文書と電話での督促となっているんですけど、面談というのはされているんですか。

伊藤保育幼稚園課長

面談でございますけれども、こちらの窓口のほうへお越しいただいて、面談という形をとっておる場合がございます。

芳野正英委員

それは書面で催告をしているということなんですかね。例えば保育所の場合だと、毎日でも保護者の方は来られているわけですよね、お迎えに。もちろん、保育所の中で呼びとめてって、かなりいろんなプライバシーにかかわることなので、注意はせなあかんとは思いますが、例えば、園長先生から状況を聞き出すとか、ほかの下水道の使用料とかと違って、保育所の場合は日常のやりとりもあるので、よりこういう面談の対応による督促ですとか、いろんな対応というのがしやすい環境になっていると、去年、見て思うとったんですけど。普通のほかの催告と余り変わらないような事務的な催告かなという気がするので、その辺はもう少し工夫されてもいいんじゃないですかね。

当然、なかなか原課の方が難しいのであれば、収納推進課とも相談をして、どういう方が対応するかわかりませんが、ご自宅へ行くとか、電話をかけるとか、通知で呼びとめるという形以外のやり方で、プライバシーに配慮して、保育園にも園長室、職員室がありますから、そこへ来ていただくとか、そういうことというのは可能なんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

伊藤保育幼稚園課長

芳野委員おっしゃるとおり、毎日送迎という形で、園のほうとの接点はございます。そういった中で、やはりこちらの資料にもまとめさせていただいた、今、実際に保育園をご利用いただいてみえる方で、滞納が2カ月、3カ月と続いてくる場合につきましては、早期の対応というのが大変重要であると考えております。そういった中で、そういった方向性も検討して探っていきたいと思います。

芳野正英委員

実際に去年の資料でそういうのをもうしているんだと思ったから、まだこれから方策を探るとのことなので、これは早急に、プライバシーにも配慮しながらですけど、対応していただければなというのと。

後でもいいので、去年出ていた資料と数字が全然違うので、また、教えてください、この読み方。去年は、収入未済額とか、項目がちょっと違うんですね。ここは滞納額となっていますし、去年の資料とそこがちょっとわからないので、どういう数字の推移になっているかというのを、そこだけまた、後で教えてください。

日置記平委員長

中森委員の求められた資料は、どれぐらいかかりますか。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

既存のもので、すぐに出せると思います。

日置記平委員長

すぐに出してくれる。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

手元にはないもので。

日置記平委員長

手元にあったら、あんた、説明してくれるやろ。じゃ、すぐできるんですね。

中森慎二委員

もう一つ、この保育所負担金という性格上、例えば、市営住宅の使用料の場合は、滞納者の悪質滞納の場合に訴訟という手続まで踏んでいます。この保育所負担金という性格上は、そういうのにはすぐわないんですか。やれるけどやらないのか、やる部分ではないという、福祉の領域の部分の中においての話なのか。

というのは、水道料金でも滞納があれば、もう止めてしまうから、実質的に使えないから、困るから払うというような行為も出てくるんだけど、きのうからの議論の中でもあつ

たように、滞納があったとしても、保育としては受け入れている部分があるんだと。これは、子供の虐待につながったりとか、いろんな社会的背景を考えるとやむを得ないということも部長おっしゃったんだけど、それはそれだとしても、払うべき保育所の負担金というものを滞納している悪質な方が見えたときに、それは法的手段で徴収するような行政執行というものがどうなのかという意味で、ちょっとお尋ねしている。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

現在のところは、収納推進課のほうでもやっていただいておりますけど、基本的には、給与とか不動産、預金の差し押さえというところに対応させていただいているのが現状でございます。

中森慎二委員

その差し押さえしている実績、ちょっと出してくださいよ。

それと、法的なものは、とれることはとれるんだと。やっていないだけの話なの。それを正確に教えてほしいんだけど。

伊藤保育幼稚園課長

資料の5ページの収納推進課のほうに移管で、年度回収額というところに、差し押さえ分が入っております。その差し押さえ分について実施しておりますので、その金額について資料としてまとめさせていただきます。

中森慎二委員

それをお願いしたいんだけど、その差し押さえをしたとしても、収納率が50%とかそういう状況じゃないですか。その差し押さえで、ほとんど現年度分の滞納が解決していけるようなものであればいいんだけど、なってないとしたら、ほかの手だても考えないかんのじゃないかと僕は思うんですよ。だから、そのところが、もう一遍聞くけど、法的な手段を訴えることができるのか、できないのか。そこをはっきり答えて。

市川こども未来部長

債権にいろいろ種類があるんですけども、保育料の本体につきましては、強制徴収公

債権、市税と同じ、これは地方自治法において限定されておるんですけれども、保育所の負担金であったり、国民健康保険料であったり、下水道使用料、道路占用料といったものは強制徴収公債権ということで、先ほど中森委員がおっしゃったような法的手段等がとれることになっております。

ただ、一時保育であったり、延長保育であったりというのは、これは私契約に基づくものという扱いでございますので、私債権という分類になりまして、そのような強制的な手段はとれないという形になっております。

以上です。

中森慎二委員

そうすると、本体のほうは、法的手段はとることはできると。そういう意味では、本体の部分だけを計算してもらったというのは、きょうの説明でそう言ってもらえばわかりやすい。

市川こども未来部長

はい、申しわけございません。

中森慎二委員

そうすると、私は別に、全てを法的手段に訴えて徴収すべきだと言うつもりはないけれども、やっぱりちゃんと払っていただいている市民の方が大勢であって、悪質な滞納者が見えるとしたときに、そういう法的手段も四日市では強行的にとるんだと、そういう姿勢を私は出すべきだと思うんですよ。全てそれを乱用する必要は全くないけれども、やはり市営住宅の使用料でも、あの部分が出てきてからかなり空気が変わってきていますよ。だから、行政としてきちんとした対応はとりますよと、逃げられるものではないですよということをちゃんと示すことが必要じゃないのかな。

だから、徴収体制のいろんな充実、電話相談等いろいろやっているのはわかるんだけど、そのことと、最終的な行政執行権という今の認められている法的な手段を、理屈に合うところでちゃんと行使すると、そういうことをちゃんと発揮しないと、ずるずると甘えて逃げていってしまう。最終的には不納欠損で逃げられてしまったりという話になっている傾向があるのではないかと私は思うんですよ。

だから、そのところはもう一步踏み込んで、やっぱりそこまでやるんだという意気込みをちゃんと示していかないと、毎年400万円、600万円というような不納欠損額を出していくということについて理解は得られないと僕は思うし、議会としてもそれは認めていくわけにはいかないと思うんですよ。当然の権利を執行しないんだもん。その上でできないならしょうがないと思いますけどね。そのところの整理はちゃんとすべきだと思うんですけど、部長、どうですかね。

市川こども未来部長

この債権管理に関しましては、うちの保育料だけでなく、ほかのいろいろな債権について滞納が生じておりまして、これは市としても非常に大きな課題と考えております。四日市の債権管理に関する基本方針というのをつくったところございまして、それに基づいて、先ほどもマニュアルをつくっているということもございましたが、保育料につきましても昨年の10月にマニュアルをつくりまして、ほかの今までマニュアルがなかった部分についても整備を進めているところです。これは、全国的にも非常に大きな問題になっておりまして、各市とも頭を痛めているところです。

この保育料につきましても、山形市が登園の停止といった中身をつくった条例をつくったところなんですけど、これについては児童福祉法違反だということで、厚生労働省のほうから指導が入ったという例もありまして、そこまではうちのほうはできないんですけれども、滞納が生じた債権に対しては、これはもう保護者の責任で、必ず払っていただくべきものでございますので、先ほども申しましたように、給与の差し押さえ等々も裁判所の手続きをとってやっておるところですけれども、巨額なというか、非常に悪質で、払う能力があるにもかかわらず払ってくれない、全く相談にも応じない、非常に不誠実な保護者に対しては、訴訟という手段も最終的には考えていかなければいけないとは考えております。

これもほかの債権とも歩調を合わせながら、全庁同じ考えで進んでいくことと思っておりますので、また、財政経営部も中心に相談をしてまいりたいと思っております。

以上です。

中森慎二委員

それは実行していただきたいと思うし、福祉という切り口が、それを今まで阻害していたところがあるのかもわからないけれど、こういう現実が長年続いている状況の中で、や

っぱり訴訟についても取り組むという姿勢をちゃんと示していただくことと、もう一つ、全庁的な話も出たけども、原課が強力に申し入れをしないとそれは動かないと思うんですね。そのつくられたマニュアル、資料を一遍出してほしいんだけど、マニュアルの中に、訴訟に至るフローというのか、こういう状況になれば訴訟に持っていくんだという庁内的なルール化をもっと明確にして、担当者の判断で迷ってしまうようなことでなくて、そのところはある意味では、変な意味じゃないけれども、事務的に悪質なものについては対応していくというマニュアル化の中の詳細的なものを定めるということをあわせてやっていかないと進まないと思うんですが、どうですかね、その辺。マニュアルもぜひ出していただきたいんですが。

市川こども未来部長

大きなもの、全庁的なものとしましては、平成25年4月につくりました四日市市の債権管理に関する基本方針、これに基づいたものでございます。うちがっておりますマニュアルについては個別にございますので、また、提示をさせていただきたいと思います。

中森委員がおっしゃった負担の公平性という点を考えますと、本当に99%ぐらいの保護者は誠実にきちんと保育料を払っていただいているわけですし、1%ぐらいの保護者がこのようなことで目立つといいましょか、払わずに済んでいくというようなことが、もし、市民に広く知られますと、今度は、ほかの方が非常に不公平にお感じになって、払うのがばかばかしいということになっては、非常に保育制度そのものが揺るがされるような事態になりますので、そのところはしっかりと押さえてまいりたいと思います。

以上です。

中森慎二委員

とりあえず、私はいったんこれで終わります。

小川政人委員

お金も大変なんやろうけど、保育の現場と保育料の収納が別々であるもんで、それは大変難しいところがあるんやけども、早いほうがいいとわかつとるのに2カ月、3カ月たたと面談とか相談とか乗らんわけやわな。そこは違うのとちゃうかな。もっと早く、1カ月でも払えない状態が来たら、その家庭の様子というのがどうなんかということと、保

育料も払えない状態で、子育てがうまくいっとるのか、いっていないのか。家庭での、そういう部分をきちっと焦点を当てて考えてかんと、ただ、保育園が子供を預かっただけで、預かって育てとるだけと違って、その子供の育つ環境というのを、家庭環境もきちっと見ていかんとあかんと思うとるんやわ。

誰も払いたくないで払わんというのではなくて、何らかの原因で困って払えなくなって、それも2カ月、3カ月たまってくると、この7階級とか8階級というところの人たちは、結構な金額になってくるわけやろ、3カ月たまってきて。だんだん払えなくなってくるといふのと、そこでどうしても家庭の事情で、急に環境が変わって、前年度の収入と全然違って払えないという部分になれば、当然、減免か何かの制度もあるわけやけども、そういうことをやっていないじゃないですか、ずっと面談というか、おくれてからやるでしょう。だから、もう一カ月保育料がおくれたら、何か原因があるわけやから、そこはちゃんと子育ての全体の相談として、園長なり、誰かそういう家庭訪問なりするなりして、家庭環境がうまくいっとるのか、家庭でもうまく育てられるのかということも焦点の一つに入れてもらわんと、やはりお金をもらうという収納するのも大事やけど、そこで早く接することによって、両方の役割を果たすと思うんやわな。そこが一つ欠けとらへんかなと思って。

やっぱり家庭環境を大事にしてかんとあかんというところで行くと、そういう保育料を払えない人たちの生活の様子とかいうのもきちっと調べて、それから、子供たちはどう家庭で過ごしているかということもきちっとやるのが大事なので、早目に滞納を未然に防ぐという部分があるもんで、そこは今までのやり方と違って、もう一步踏み込んで、子供を中心に考えて、生活がどうなっとるんかというのを考えやんとあかん。プライバシーも大事やけど、そこはやはり子供の育つ環境について、家庭訪問とかそういうのもしたほうがええのと違うかなと思う。

芳野委員も言われるように、親は送迎に来るんやから、そのときの様子でもわかるわけやから、きちっとそれは。園長先生たちは滞納があるとかないとかってわかっただけかな。そっちの連絡は通じとるんかな。

伊藤保育幼稚園課長

園を通じてお渡しをさせていただいておりますので、園長のほうは、この方が滞納があるということは知っております。

小川政人委員

例えば、それは通知を出してからでしょう。通知出す前に、1カ月とか2カ月の早い段階で、そういう家庭環境がどうやというような話は出ていっとるのかな。その辺はどうなの。滞納が何カ月もたまって、通知を出した段階で初めて園長が知っとるという話なのか、そこも子育ての一つとして大事なことをやろうに、そういうのを手抜きしとらへんか。そこから辺をな。

市川こども未来部長

本当に児童福祉法の方針にも沿ったお言葉だったと思います。文書催告というのは、滞納が発生したその月から、毎月送らせていただいているものでございます。電話による催告は、それより少し、1カ月といたしますと、口座引き落としになっておりますので、たまたま口座にお金を入れるのが不足していたとかいうのがございますので、慌てて払っていただく方も多いですので、1カ月でいろいろとアクションを起こすというのは、トラブルのもとにもなったりしますので、そこはまだちょっと抑えております。

ただ早期に、少なくとも2カ月、3カ月滞納が続くというのは、そこにご家庭に金銭的な、あるいはモラル的な、何かの課題が起こっていると見るべきと私も感じております。特に心配な場合は、園長先生のほうに、子供さんの状況をお聞きするというのもございます。そのあたりは、やっぱり保育園の保育士というのは、ケースワーカー的な視点を持って、子供の家庭、それから、子供の状態を見て、その家庭のことというのに関わっておりますので、相談等はやっておる次第でございます。

ほかに、虐待の問題とかいろいろと家庭が抱えている問題というのは、金銭的な問題のみならず、多々ございますので、親御さんの精神面の問題であったりとか、そういったところもきめ細かく保育士には見てもらっております。

小川政人委員

忘れていて残高がなかったというのは、何も聞いて恥ずかしいことではないもので、それは聞いて、それこそ理由、1カ月の不納になった理由の一つやないですか。そういう残高を入れ忘れたという部分の分類も一つの分類やし、そういうことをやってないわけやで、そこは自分で勝手にそうかもわからんでという話じゃなくて。

それから、もう一つは、やっぱり虐待というのも生活が苦しくなると、子育てもつい荒

っぼくなるいうのもわかつとるもんで、その辺からいっても、早期の相談というのは、きちっとやっていって、減免できるものはきちっと減免をしてやっていくということが一番大事なんかなと思うので、その辺のこともきちっとやるべきやな。

豊田政典委員

この滞納整理の取り組みの現状とか今後について、私はいまだにまだわかっていない部分があるのでお聞きするんですけども、数字的なところね。1ページ、滞納整理で、まずは文書で全員に出すわけですね。その中の平成24年度は、30万円以上、49名に対して電話をかけたということですね。この49人というのは、何人の中の49人なんですか、滞納者。

伊藤保育幼稚園課長

現年度の対象者が、今回滞納142名でございますけれども、前年は134名ございました。そのほかに、前年までの滞納者を合わせますと、対象としましては600名ほどになります。

豊田政典委員

600名のうちの49名しか電話やってなくて、2ページにいくと、結局不納欠損になるのが67人ありますよね。この67人というのは、居所不明であったり、経済状況がほとんどだと思んですけども、これはどうやって判断したら67人なのかというのを説明してくれる。

伊藤保育幼稚園課長

67名の判断でございます。時効が5年という形になりますので、こちらのほうから幾ら働きかけをしておっても、接触をしておっても、全然連絡がとれないといった方、居所不明者も含めまして67名になるんですけども、それ以外にも生活困窮者という形で、債権者としては25件、6名の方、49万8140円になるんですけども、生活状況を確認した上で、不納欠損とさせていただいた分がございます。

豊田政典委員

よくわかりませんでしたけど、67プラス6だと。まあいいですけど、49名しか電話していない。ほかの550人ぐらいは文書を出しているだけですね。

例えば、文書出したけど、全く音沙汰がない人もこの不納欠損の人数に含まれているわ

け、電話もしないで、文書も出しっぱなしで、5年たっちゃったというのは。

伊藤保育幼稚園課長

電話をしても、電話自体が通じないというのも中には入っております。電話をして通じたという方については、また、納付相談を促して……。

豊田政典委員

電話もしてしない人、電話が通じない人について聞いているの。で、不納欠損になるというケース。

伊藤保育幼稚園課長

電話をしていなくて、不納欠損になっているケースもございます。

豊田政典委員

今後、どうするかというところなんですけれども、今、見たように、現状では、文書を出して、反応がなかったら5年たっちゃったというケースもあるということです。部長が先ほどから今さらのように、理念的な言葉が出ましたけれども、一貫性が全くない。中森委員が資料請求されている、収納推進課へのルールがあるけれども、少し答えてもらったら、ルールが守られずに、中森委員の言葉で言うと抱え込みがあったりというケース。それは、こちら側の問題なのか、収納推進課側の受け入れの問題なのかというのが明らかになっていませんから、その資料を見た上で、場合によっては、全体会にまた思っていますし、そこまでやるべきだと思って、聞いておりました。

中森慎二委員

ちょっと休憩して、資料用意してもらったらどうですか。

日置記平委員長

今取りに行ってもらっているところ。

中森慎二委員

取りに行ってもらったの。済みません。

中川雅晶委員

ちょっとお伺いします。この現年度の滞納者のところを階層別に見ると、結構高いところの階層の比率が想像以上に多いのかなと思っただけなんですけど、例えば、12階層のところでも4人おられるわけですね。ひょっとしたらですよ、本来はこんな階層じゃないのに、いろんな出さなきゃいけないエビデンスの書類を出さずに、このままの階層に至っているというケースがあるのかなのかということと、それから、どうしても前年度の収入であったりとか、失業や収入の激減とかいうところの、さっき小川委員がおっしゃったように、減免措置がされていないというところであったり、また、個人だけの収入ではなくて、世帯の合算の収入で減免ができていないとか、その辺の原因があるやなしや、その辺はどうですか。

伊藤保育幼稚園課長

年度当初におきましては、保育料の算定につきましてなかなか前年度の資料をいただけていないということで、請求をさせていただいた際にびっくりされて、ご相談に来られ、資料を再度提出いただいて、保育料の算定のし直しというケースはございますけれども、ずっと請求をさせていただく中で、資料漏れで階層が間違っているというものはないと認識しております。

また、それ以外に、前年の収入になりますもので、経済状況が大きく変わられて、今年度は収入が大変生活にもご苦労されておられるということで、ご相談に来られて、減免の措置をとるというケースも年に何件かはございます。

中川雅晶委員

経験上、こういう書類を出しなさいと来るのも、ちゃんと読めばわかるんでしょうけど、わかりにくい書類であったりとか、面倒くさいとか、ついつい忘れたとか、いろんなケースがあるので思ったんですけど、この中にはないということですね。わかりました。

あと先ほどの2ページの3番の収納推進課に移すとか、それから、債権管理の基本方針とか打ち出された中で、あんまり機能していないというのが率直なところで、例えば、この保育料だけではなくて、当然、保育料を滞納していたら、ほかの税金とか、水道とか、

ひょっとしたら、市営住宅等も滞納の比率はかなり高いのかなって。収納推進課に問い合わせさせていただくというのは、その辺も含めて、全体的に返済できるというか、支払える金額を双方で合意をした上で、それを履行していただくということが大きな目的かなと思うんですけど。

それと、悪質なものを送るとかとさっきおっしゃっていたりとか、ちょっと気になったんですけども、全てが悪質かどうかというのも精査をしなければわからないという部分があるので、その辺がなかなか基本方針にのっとってどうなのかなというのが、それが全庁的に議論されたと聞いていた割には、あんまり全庁的に行き渡っていないのかなという問題点を感じたのと。

それから、ここに報告いただいたのは、保育料の本来分という、特別徴収公債権というところで、これは5年間で時効が成立するというところで、不納欠損処理もできるんですが、また、強制的に差し押さえとか、訴訟とかできるとおっしゃっていましたが、逆に、特別保育のところは、私債権となれば、これは時効をするのにも時効の援用というのをしなければいけなくて、なかなか手続も難しく、また、訴訟するに当たっても、議会の報告やったか、議決やったか忘れちゃったけど、が必要で、なかなか手間がかかりますし、また、金額も100万円とか200万円であれば、訴訟してもメリットがあるかもしれないんですけども、10万円とか20万円で訴訟しても何のメリットもない。逆に費用だけかかるというケースもあると思いますので、その辺の徴収の仕方というのをもう少し全庁的でやっていただいたほうがいいかなと思います。

ただ、先ほどから議論の中で、保育現場と徴収作業というのは分けたほうがいいのかなって、市営住宅や水道とはちょっと違うという部分は僕は感じます。ここは、やっぱり子供たち、親権者が責任をとらなければいけないというのはもちろんの話ですけども、その辺は十分に配慮していかなければ、下手にそういう条例をつくって、通園停止なんかといったりとか、また、園長がみずからとか、園に徴収の作業を手伝いなさいとかというのを責務として与えることによって、捨て馬というか、烙印を押して、より保育現場から遠ざけてしまうというリスクのほうがはるかに大きいかなと思いますので、そうならないためにも、債権管理の基本方針をしっかりと定めて、これを適切に私たち議会にも、市民にも、こうやっていますというのをしっかりと精査をして、提示できるようにやっていただくしか方法はないのかなと思いますので、ぜひそういう方向でやっていただきたいというのが私の考えなんです。

例えば、そういう本来、なかなか支払えない保育料と減免措置という努力をどれだけされているのか、僕はよく読み取れないんですけども、もっとそこをすることによって、減免して、支払える金額でできる可能性もあるんじゃないかなって、その辺の努力も必要やと思うんですが、その辺はどうでしょうかね。

伊藤保育幼稚園課長

減免の件数につきましては、それほどたくさんの件数での取り組みはございません。昨年度は2件という形で申し出を、相談の中で、やはり前年度との収入がかなり大きく変わってきたというご相談の中で、2件減免の措置をさせていただいております。

森 智広副委員長

朝も資料請求させてもらったので、特に資料請求ではないんですけど、この保育料の分布をいただいて、142人の分布を書いてもらっているんですけど、これは8区分目が平均で、9から12はそれよりも高所得者という定義づけをされていまして、17%滞納されているということですけども、これは前年度の滞納額なので、1カ月の方も今入っていますよね。入っていないですか。ですから、1カ月は抜いたほうがいいんじゃないですか。何が適切かわからないですけども、そういったケースが入ってくると、例えば、引き落とし漏れですか。本当に12区分の人が4人本当に滞納しているのかというのは、この辺が定かではないんですけど、この辺どうですか。

伊藤保育幼稚園課長

保育料の引き去りは、月末になっておりまして、3月末の引き去りは3月末になるんですけども、この滞納が平成24年度でございますので、出納閉鎖の5月31日以降での滞納状況についての一覧になりまして、2カ月たった状態でまだ滞納という方になりますので、1カ月口座への入金漏れで、翌月にそこへ入れたものだとか、現金で支払っていただいたという方は、もう滞納ではなくなっておりますもので、1カ月の方、忘れておったというケースの部分は、ほとんどないと。

森 智広副委員長

というのは、確信犯ということですかね。

日置記平委員長

1時間たちます。いろいろ議論をいただいていますようですが、まだ資料が届きませんので、10分ほど休憩したいと思います。再開は2時15分といたします。

14：02 休憩

14：16 再開

日置記平委員長

それでは、再開をいたします。

2種類の資料を提出していただきました。収納推進課への移管の件と、それから、滞納整理マニュアルです。補足説明をしていただけますでしょうか。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

今、配らせていただきました書類についてご説明させていただきます。

まず、リストのほうなんですけど、一番最初にマニュアルの移管部分について抜粋させていただきまして、そこから平成25年度、24年度、23年度、22年度という形で新規に収納推進課に移管していただいた案件のリストを、名前は控えさせていただいて、きれいに消えていないところもございまして、提出させていただきました。

この金額なんですけど、今、最初にお手元に出させていただきました平成24年度、23年度の移管件数と移管金額については、各年度で移管させていただいて、処理が終わっているものについては抜けておりますので、継続部分を含めての金額になっておりますので、合計が合わない形になっております。

日置記平委員長

以上ですか。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

以上でございます。

日置記平委員長

そう言えば、みんな何も言わんと。この件は以上ですと言ってくれないと、まだあるのかと思って待たんならん。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

失礼いたしました。

日置記平委員長

じゃ、この移管の件について。では、この資料の件は、読んで字のごとくかね。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

これは、通常保育、保育料に関する滞納整理マニュアルとなっております。

以上でございます。

小川政人委員

一つわからなんだけど、この滞納整理マニュアルの納付交渉ということで、毎月25日に口座引き落としなんだけど、そうすると、落ちてなかったら、次の月に2カ月引くというシステムではないわけやな。また、別にしてしまうんやな。これ、ちょっと考えたほうがええんと違うかな。僕ら保険の代理店しとると、その月、11月に落ちなかったら、12月に11月、12月とまとめて引き去るような方式をしておって。3カ月もまだそれをやっとなで、そういうようなことも考えたほうがええのと違うかなと思うんやけど。

日置記平委員長

小川委員の質問に対して。

伊藤保育幼稚園課長

国民健康保険料は、既にそういった形で取り組んでおるところでございますので、こちらの保育料についても、そういったことをいろいろ勉強させていただいて、取り組みに向けて前向きに検討したいと思います。

小川政人委員

そうしたほうがたまらんでさ、ずんずんたまってしまおうと、幾ら高額の所得の人だって、保育料が5万円もという、2カ月たったら10万円、3カ月で15万円という、なかなか払いづらくなるもんで、やっぱり丁寧にそういう収納システムを改良していかんとあかんと思う。その辺、気をつけて。また考えて。

日置記平委員長

気をつけてって小川委員言われましたけど、これはそういう契約になっているんやろか。それでもよろしいよとなっているの。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

今のところ、そうはなっていない形になっていますので。

日置記平委員長

なっていないということは、やっぱり小川委員が言われるように、ためないほうがいいですね。飲み屋さんでもそうやさ。たまったら、もう行かへんもん。

中森慎二委員

この保育所負担金（保育料）滞納整理マニュアル、全部読み込んでいないのであれなんだけど、本当はポイントだけでも説明してほしいなと思ったんやけど、これどおりにできていたら滞納ないわけでしょう。こんな立派なこと書いてあるわけです。例えば、ページ数が振ってないわけやけど、大きな3番の普通預金の債権の差し押さえだって、「預貯金が滞納金額を大幅に上回る場合、滞納金額の分だけ差し押さえることも可能。」と書いてある。だけど、やってないんでしょう、今。だから、そこら辺のところ、なぜそれができないのかということとか、そこに僕はキーポイントがあると思うんですよ。だから、どんな立派なマニュアルがあったって、実行できなかつたら何の意味もない話で、それが実行できないハードルは何なのかということを押さえていかないと。これは別に責めているわけじゃなくて、それをみんながクリアしていかないと問題解決にはならないと思って、あえて申し上げしているの、それは理解してほしい。

それから豊田委員もおっしゃっていたような原課の限られた人数の中で、そこまで及ばないということなのか、収納推進課のほうに移管をするべき内容のものとのギャップが埋まらないということなのか、あるいは、収納推進課自身の収納体制が十分でないのか。そこら辺のところはわからないんです。やっぱり、正直なところ。だから、そのところは、この決算で明らかにして、来年度に向かってそのハードルを一つでも取り除くようなことをしていかないと、同じ話の繰り返しになるんじゃないかなと私は思うので、豊田委員おっしゃっていただいた、全体会にかけることも僕は一つの方策かなとは思いますが。これは保育料だけじゃなくて、住宅の使用料もそうだし、税のほうもそうだし、いろいろかかっている中で、収納推進課が全庁的に収納業務を担っているんだけど、今、本当に課題はないのかとか、原課とのギャップはどうなのかとか、全体会でその辺を整理する、議論する必要もあるんじゃないかなという気も私はしますけどね。

日置記平委員長

他に、この二つの追加資料について。

豊田政典委員

中森委員が言われた考えに賛成なんですけど、全体会に上げるにしろ、その前に少し確認しておきたいのは、このマニュアルの中の収納推進課への移管というのを取り出して、コピーをいただいたんですけども、これは収納推進課が全庁に出している、関係ある公共料金全部についての共通ルールなのか、それとも、こども未来部だけのルール決めなのか、どっちなの。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

ルールというか、実際引き受けていただくとる金額については、各課の債権によって、こちらでは20万円であっても、ほかの料金では50万円なり、60万円を受けていただくという実態があるとは聞いております。

豊田政典委員

それは中身によって、そのものによって金額が違ったりするのかな。ほかのことは知りませんよね。

それと、今、中森委員が指摘されたようなマニュアルはあるけれども、実際にできていない、やっていないというのは、こども未来部で解決できることなら、全体会上げることはないんだけど、部を越えた、課を越えた課題があるとすれば、我々も考えなきゃいけないんですが、その点、どうなんですか、現場は。

市川こども未来部長

児童手当からの特別徴収、あるいは、申し出による徴収ができるようになったのが平成24年の10月からということで、これは基本、了承いただければ、取りっぱぐれなく、ずっと返していただけるような制度にはなっております。

ただ、短期的に、一気に滞納整理を集中してやっていこうとしますと、現在、うちのほうは、保育所の入所であったりとか、保育料の算定であったりとかをしている係の4人が滞納整理も同時にやっておるわけなので、なかなか滞納整理だけに集中するということは非常に困難な状況ではあります。ですので、児童手当からの引き去り効果等々は、もう少しきちっと検証してみないとわからないとは思いますが、原課の保育幼稚園課だけで、あるいは、こども未来部だけで全部が解決する課題かと率直に豊田委員に問われますと、私も部内だけで全部は解決できるとはちょっと言いがたいとは思いますが、それは税であっても、国民健康保険であっても、あらゆるところが抱えている共通の課題かと思えます。

豊田政典委員

わかりました。

森 智広副委員長

ちょっと確認なんですけど、先ほど豊田委員からもありましたが、600人ぐらい債務者がおるわけですね、今。納付相談の107件についてお伺いしたいんですけど、納付相談を行っている107件というのは、電話でお話ししたという定義ですか。ちゃんと具体策を提示していただいたということなのか。

伊藤保育幼稚園課長

窓口等で相談をさせていただいて、そちらのほうで納付に対する計画を立てていただい

て、誓約書を提出していただいている件数でございます。

森 智広副委員長

残り500件、500人ぐらいの方はお越しいただけないということですね。件数によって違うんですか。

伊藤保育幼稚園課長

600名の中には、平成24年度に納付相談で、納付計画を立てていただくという形で履行していただいております方もあれば、23年度に納付相談で計画を立てて、ずっと引き続き払っていただいております方もあれば、そういった前の年からの継続部分もありますので。107名以外のものに対しては、全く何もしていないのかということではございません。

森 智広副委員長

逆にその600名の中で、ほうっておいて、行く行くは時効を迎えて欠損になってしまうという人数は、どれぐらいいるんですか、感覚でいいんですけど。

伊藤保育幼稚園課長

資料のほうでもお示しをさせていただいているところがあるんですけども、平成23年度の人数が98名で669万5430円が、24年度は67名で470万2580円という形になっております。そういった中で、これが減少してきたのは、どういったことが要因なのかなということで、3番の納付相談の件数が、23年度は89件、24年度は107件とふえてきておるという状況がございまして、やはりそういったことで、時効の中断に至って、不納欠損の件数も減ってきたのかなというところを分析しておりまして、同じように、今の納付相談で誓約をいただけるかということなんですけれども、今年度の70名の中で、少しでも不納欠損に至らないような、これよりも少ないような形での数字を目指していきたいと、それぐらいかなと思っております。

森 智広副委員長

年間60名ぐらいと考えると、5年時効なので、300人ぐらいですか。そういう話じゃないですか。まあ、いいです、その辺はいいですけど。わかりました。

あと時効が延びるケースというのは、1回少額でも納付したケースですか。お話しただけでは延びないんですか。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

時効につきましては、まずは、お支払いをした場合に、一つ一つの期ごとに、その期分を、例えば、平成25年の9月分の保育料が1万円ありますと、1000円でも払えば、払った時点で時効が停止されます、期ごとに。そういう例は少なく、基本は時効を延ばす場合は、納付誓約を書いていただいて、いわゆる債権、債務の確認をしていただいて、その時点からまず5年時効が延びるという形に、全債権について5年延びるという形になっています。

森 智広副委員長

じゃ、実際に払われなくても、10万円滞納していますよということを理解すればいいんですか。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

そのとおりでございます。

中川雅晶委員

もう一回、時効の中断についての話を。それは民法上もそうなんですか。払わなければ、時効は中断できないとかということではなくて、例えば、内容証明で、こちらから請求行為をするだけでも時効の中断ってできないんですか。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

催告等でさせていただく場合には、初回のみ時効の中断が適用されまして、それ以降は、催告書等では時効の中断の対象にならないという形になっています。

中川雅晶委員

先ほども部長がおっしゃったように、今、児童手当から回収ができるということですが、これは保育料だけですよね。少なくとも訴追してから9年間は回収の機会があるわけなん

ですけども、例えば、もし、時効を主張された場合に、みすみす回収できるものが回収できないという可能性があるので、今、お伺いしているんですが、そうすると、やっぱり面談なり、こっちに来てもらって、誓約書を書いてもらうか、1000円でも2000円でも払ってもらおうということをしなければ、絶対時効の中断ができないということですよ。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

基本的にそういう形になります。

中川雅晶委員

それは、なかなか逆に、気を遣うというか、難しいところ、本当に悪意がある人であれば、時効成立をされてしまうという可能性があるので、一考する必要性があるのかなと今、思いました。それだけです。

中森慎二委員

今の時効中断の話で、例えば、時効間際に訴訟行為を起こしたらどうなるんですか。裁判の結果の話待ちじゃないのか。時効中断の延長みたいな話になるわけでしょう。だから、要は、不納欠損における5年という時効中断が再延長できないというところからさかのぼって行動を起こさないかんということの話だと思うんですよ。それが普通預金の差し押さえであったり、最終的には訴訟という話になるにしても、そのところが結局、ずるずるといってしまって、最終払わない得みたいな話になってしまっている現実があるとする、そのところはちゃんとただすということの意味がそこにあるんじゃないかと私は思うんですけど、それは結局、原課ではなくて、収納推進課のほうの役割の部分で担ってもらっているという理解でいいわけですか。原課との連携の中での話はもちろんあるんだとは思いますが、そこらの役割分担が、もし、そうだとすると、収納推進課のほうはどうなっているのという話も言わないかん話が出てくるし、どうなんですかね、そこら辺。

田宮保育幼稚園課施設運営係長

収納推進課は、当然移管させていただいた中で差し押さえ等を検討していただくと。ただ、差し押さえをしようとしても、金額がないと。債権が全くないというものについては、5年差し押さえができないと。差し押さえをしようとしても、例えば、給与なら雇用者側

が協力してくれないという場合もありますので、そういう困難ケースがあるということはお聞きしております。

そういう場合に、収納推進課で対応できない、債権がないというものについては、収納推進課のほうから移管を返していただくという対応になっておる、そういうものが不納欠損という処理になっていっているものもございます。

中森愼二委員

人ごとじゃなくて、大事な話をしている中で、協力してもらえないからって、それは協力してくれていれば滞納になっていないわけやから、それを強制的に収納いただくような手続を行政権をあなたたちは持っているわけじゃない。そのところがどうかということをお願いしているわけね。だから、それが原課の責任において、そこまでのものがやっっていないのか、収納推進課の執行権の領域の中でそれが行われていないということなのか、そのところの責任の分担というものを明らかにせないかんと思うわ。

例えば、平成24年度中の不納欠損に当たるものの案件の中で、それがどういう分類ができるか。原課の責任の中においてこれは問題があったのか。収納推進課の中に対応不足があったのかということところは、最終的には払わない人が悪いんだけど、そのところがちゃんと押さえ込んでいかないと、冒頭申し上げたような繰り返しの話を毎年しないかんということになってくるから、あえて申し上げているので、わかってほしいんだけど、そこは一番大事なところじゃないかと思うんですよ。

だから、部長おっしゃったように、4人の担当者で、それは入所手続から保育料の算定からいろいろやっている中において、当然業務量の壁がありますよね。督促の電話だって、7時までなんて書いてあるけど、7時やなんて出やんだらうから、8時、9時、11時にならなきゃ出ないかもわからんし、朝一番でかけないかんかもわからんしさ、そういう現実の中でどうしていくのかということをお願いをちゃんとオープンにしていかないと、庁内の中のかばい合いは僕はいいと思うんだけど、なすり合いをしていると言っているんじゃないですよ。根本的な問題がどこにあるのかということをお願いをちゃんとつかまないと、対策もできないし、例えば、人の加配だって必要なら、委員会として申し上げていかなきゃあかんと思うんですよ。保育幼稚園課の人が足りないというのなら、そういう部分においても。そういうことが大事なので、私は申し上げているので。そこを何かはっきりしたほうがいいですよ、もっと明らかに。

日置記平委員長

委員の皆さんに、今の私の考えを申し上げたいんですが、こども未来部のところの審議については大変時間をいただいて、皆さんに意見を頂戴しています。ここのところに来て、未収のところにもいろんな問題が出てまいりましたから、この問題をそのまま棚上げというわけにもいかない部分もありますし、しかし、完璧にこれをクリアできる策が今、ここに生まれるかという、これもまた難しい課題もありますし、決算という項目の中で、財政との問題もいろいろと交差しながら、いろいろと中森委員の意見についてはしっかりと当委員会では討議をしながら、問題点をクリアしていく方向にいかねばいけない責任はあるわけですね。

ただ、きのうも帰り道で僕は思っていたんだけど、こども未来部というのができて、それから時間が少ない中で、皆さん方も日夜頑張っておられるわけですし、さりとて、その前は一体どこの部門でこれが扱われていたのかということにもなりますし、そんな責任のなすり合いは言うべきではありませんが、しかし、課題はこう出てきたことは事実だと。

それで一つには全体会にということですね、全体の部署でいろんな問題を抱えながら、真剣に問題をクリアしていくために作戦を練っていただくということは、極めて重要であるとは思いますが、一つは、こども未来部の閉会中の調査研究というところにこの課題を持っていていただくのも一つであろうと思いますし、常任委員会が決められた日程の中で、一つ一つのある程度の整理をしていこうと思いますと、こども未来部のここの部分はこの程度にさせていただいて、そして、いずれにしても、採決をさせていただくということになります。きょうは全体会へという意見も出てまいりました。

それから、全体会へ送ることについて委員の皆さん方の意見も確認して、送らんでもいいのか、送るべきかということの問題を整理しなきゃいけません、二つ。

意見討議はこの程度にとどめておきたいと思いますが、これだけという方はおられますか。

中森慎二委員

委員長のまとめで私はいいと思うんですが、基本的に、全庁的に公共料金を担当している原課と、それを依頼される収納推進課の連携という部分が、もう一つうまくかみ合っていないんじゃないかと、今回の保育料の徴収という部分において感じるので、ぜひこれは

全体会のステージで、各委員会の所管している部分でもあるし、できれば、今年度問題があれば、指摘をして、少しでも改善してもらえそうな道筋になってほしいと私は思いますので、そういう意識でお諮りいただければありがたいかなと思うんですけど。

小川政人委員

ひとつ聞いていい。歳入の部分ということですか。

中森慎二委員

歳入は総務常任委員会なんですが、今、言ったように、徴収業務に第一義的には各原課が当たっていると。だから、市営住宅の料金は都市整備部がかかわっていますし、この保育料で言えば、こども未来部ということで、いろんな部局が所管はしているんだけど、その依頼業務の中で収納推進課がそれに当たっていると。それがこのマニュアルによって移管されているんだけど、原課でそれをどこまで対応しているのか。あるいは、収納推進課でそれをどこまでこなしていくというあたりについても、全体像が少し見えていないような気がします。

原課としては、なかなか言いにくい面もあるのではないかと私は思うんですよ、同じ庁内の中で。それを議会として俎上に上げて、原課の言いにくいところもオープンにして、収納推進課に体制を変えるべき必要があるなら、それを指摘をしていくという、建設的な議論の場にできたらと私は思っているんですけども。

小川政人委員

歳出決算については問題はないと思うんだけど、歳入の部分で問題があるんやで、やっぱり歳入で。もし、全体会にあげるとするなら、歳入の部分で申し上げとかないかなと思いますよ。

中森慎二委員

ただ、歳入は我々も領域になっていないもんで、ひっかかるとすると、第一義の徴収業務を原課を担っているところにひっかけて。だから、僕は決算そのものに異論はないんだけど、その部分での問題提起の分を含めて、全体会で出すかといったことをお諮りいただいたらありがたいなと思っています。

小川政人委員

だから、全体会は我々も歳入をいろうことができるわけやから、ここの部分、分科会でいけば歳出だけという話になるんやけど。だから、全体会の場で、歳入として審査させてくれということはできると思うんやけど。やるとすれば、そういうことかなと思うんやけどね。

中森慎二委員

持てるかどうかのお諮りを確認いただいて、どういう形がいいか、またちょっと調整いただいたらどうかと思いますので。

日置記平委員長

だから、お二人ともご意見については、方向性については私も間違えていないと思いますし、目的については、それは了とすべきだと思います。

全体会に諮らせていただく採決をとるのが一番か、議案第54号全体の決算の採決をここですか、その辺については、皆さんご意見ありますか。そのまましないで送る形になるか。

中森慎二委員

採決はしていただいてもいいんじゃないかと思うんです。その審査している過程の中で、こういう問題も出てきたので、小川委員がおっしゃったような歳入に絡めて、その部分を認識いただけるのであれば、滞納整理の部分で扱っていただいたらどうかと思います。

日置記平委員長

では、皆さん二つ諮らせていただきます。

質疑については、もうこれで終わらせていただいて、よろしいか。意見出ますか。

(なし)

日置記平委員長

では、まず、決算の分の議案第54号平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費中こども未来部所管部分、第2項児童福祉費、健康福祉部所管部分を除く、第4款衛生費、第3項保健所費こども未来部所管部分、第10款教育費、第1項教育総務費中こども未来部所管部分、教育委員会所管部分を除く、第4項幼稚園費、第5項社会教育費、こども未来部所管部分の以上について、賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

日置記平委員長

全員賛成であります。

[以上の経過により、議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費中こども未来部所管部分、第2項児童福祉費(健康福祉部所管部分を除く)、第4款衛生費、第3項保健所費こども未来部所管部分、第10款教育費、第1項教育総務費中こども未来部所管部分、第4項幼稚園費(教育委員会所管部分を除く)、第5項社会教育費(こども未来部所管部分)について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

日置記平委員長

続いて、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費中保育所費における保育料について、今の歳入の部分にも関係する保育料の滞納整理のあり方について、全体会に送ることのできる部分については、送るべきという考えの委員の皆さんの挙手を願います。

(賛成者挙手)

日置記平委員長

賛成多数であります。

[以上の経過により、議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決

算認定について、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費中保育所費における保育料について、採決の結果、賛成多数により全体会へ送ることと決する。]

日置記平委員長

では、この件については、正副委員長で協議して……。
何かありますか。

中川雅晶委員

歳入というところで、送るというわけですね。歳入のことをここで議論して全体会に送るということが、この委員会の権限になるんですかね。

例えば、総務委員会に……。

日置記平委員長

中森委員や小川委員の考えのように、ここでは諮ることができない部分もありますから、やっぱりさわれない部分について全体会で、将来に向けての課題として前向きに……。それは、課題があれば、また、問題点は返ってきますので、とりあえず送るということで今、決しましたから、それは整理をして、送れない部分はだめですけどね。

中川雅晶委員

全体会で議論するのは全然やぶさかではないと思うんですけど、送り方の手順だけがちょっと気になっただけで。

日置記平委員長

間違いのないように整理をして、また議長もおられますので。

もう一度、皆さんに、部長以下、申し上げますが、全体会に送るからといって、皆さんが罪人扱いではありませんからね。中森委員が言われるように、前向きにですので。しかも、きのうもちょっと話をされていて、皆さんの部門が新しくスタートしたところもあって、元気ないということをしたんですけど、そうやったなと思いがらね。そういうこともありますから、全体会に行かれる方は、部長以下数名ですけど、その後の報告も皆さんきちっと聞いていただいて、これだけ委員の皆さん方の英知をここで出してもらったんです

から、あすからの新しい仕事に向かって頑張っていっていただきたいと思います。

この件はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員の皆さん、休憩しますか。それとももうすぐ入ってもらいますか。

では、各自トイレ休憩をしてください。

14:50 休憩

15:00 再開

日置記平委員長

では、再開をいたします。

午前中に委員のメンバーから資料請求があった部分の説明をいただきました。それから、決算の部分の説明をいただきました。その部分について委員の皆さん方からご質疑をいただきます。どうぞ。

小川政人委員

朝明中学校の件は、教育委員会は何も関係ないのかな。何も無い。ずっと何も聞いとらんけども、それは何かええの。

日置記平委員長

特別ご発言がありましたので、課題の部分ではありませんが、しかし、重要な部内の部分でもありますので、一言お願いします。

葛西教育監

委員の皆様には大変ご心配をおかけいたしました朝明中学校女子生徒が殺害された事件にかかわりまして、9月2日以降、これは2学期が始まりまして、始業式以降の対応についてご報告させていただきます。遅くなって申しわけございません。

9月2日、始業式は8時50分から9時10分、これは報道関係者には事前に敷地外に出てくださいと、それから、生徒への取材は自粛してくださいというお願いを2度にわたってさせていただきました。当日は混乱なく始業式は行われました。その後、9時

30分から9時45分、校長が報道関係者に対応させていただいたと、15分程度で終わったということ聞いております。

教育委員会としましては、指導主事7名を派遣しまして、当日、きちとした体制がしられるように、そのような体制をとりました。また、PTAや補導委員の方々には、通学路、それから、学校の周りが出ていただいて見守っていただきました。朝明中学校の保護者の方には、今週の末まで通学路等に立っていただいて、見守っていただくものとして、そのような対応をしていただいております。

また、子供たちの心のケアにつきましては、9月2日以降、スクールカウンセラー4名を派遣しまして、3年生全てに面談をして、きのう全員の面談を終わったところでございます。今後、課題を整理しまして、さらに必要な子供については面談もさせていただきますし、それから、1年生、2年生の子供に対しても対応をしていくということで、現在のところはそのような状況でございます。

小川政人委員

そういうことと違って、夜中の、深夜のあの時間帯に中学生の子供が一人で歩いとるとい、夏休みの生活指導という部分をどうとったんかというのが何もないでさ、そこは大事なことやと思うんやけど。確かに学校管理下ではないんやけど、夏休み全体の生活指導というのは夏休み前にきちとやるし、それから、教育委員会は今まで早寝早起き朝ごはんとかやとったんやで、大事な部分やろうと思うんやけどね。あの時間帯にあんな、僕、現場知らないのであれだけ。そういう指導は夏は何時に、中学生の子供たち何時まで外で……。

例えば、花火大会があったとしても、それはどういう時間に帰って、保護者と行くとか、そういうことの指導がきちとなされてなかったのかなと思って、それが残念やなと思う。

吉田指導課長

今、小川委員からもご指摘をいただきましたが、6月末、7月の頭には、県の教育委員会から夏季休業期間前のそれぞれの注意喚起の文書はいただきます。そういうものをこちらから読ませていただいて、各学校現場のほうに当然、夜間の外出等も含めて、いろんなことについての注意喚起ということで説明をさせていただいて、それを各学校に通知をさせていただきます。指導の徹底を図っていただくように、毎年のことですが、言ってきており

ます。

特に、ゲームコーナー等の午後6時以降のこととか、それから、夜10時以降外出については県の条例でも決められているので、保護者に当然周知をするということで、三者懇も通じ、朝明中学校に限らず、全ての小中学校で保護者の管理のもと、きちっと対応してくださいということで説明もさせていただいているところですので、確かに、夏季休業期間中で、夜遅くにあの時間帯に歩いていたということが事故につながったのではないかと思われましても、このことについては、一応指導はさせていただいているという現状でございます。

小川政人委員

あんまり責任を問うつもりはないんだけど、結果的には、それが指導が徹底しなかって、ああいう不幸な事件が起こったということも言えるわけやから、その辺、教育委員会はきちっと、やっぱり反省をしてもらわんと、何かよそごとみたいで、ずっと議会に来てても何らそのことに対して触れようとしなかったというのはちょっとおかしいかなと思って、注意をさせてもらいました。

以上です。

中森慎二委員

関連して。こども未来部の決算審査の中で、中学生の補導が減っているんですね、平成24年度の実績は23年度より。実績報告書にそれが出ているんやけど。部署が、部局がこども未来部という領域と教育委員会との所管をまたぐ部分が出てきているんだけど、そういう連携というのは十分に日ごろから教育委員会とはとれているのかな。

吉田指導課長

特に生徒指導にかかわる部分について、絶えず情報交換をさせていただきながら、家庭児童相談室とか青少年育成室、こういうようなところとは定期的に会合を持ちながら、あるいは、今回のことでも連絡をとりながら、対応についてとか、防犯上のことはどうなったんかというようなことも連絡をとり合いながらやっておりますので、確かに組織的な改編はありましたけれども、昨年度と同じように、もちろん継続して対応させていただいております。

中森慎二委員

特に部局をまたぐ形になっていますのでね、現実的に。特にその辺のところは漏れのないように、連携を十分していただきたいなということをお願いしておきたいと思うんです。

今回の事件についていろんな背景があるんだろうと推測するんですけど、推測の域を超えていないので発言は控えたいと思うんですが、ただ、小川委員がおっしゃったようなところの部分は、大きな要素になったことは間違いないのかなということは、皆さん認識の中ではあると思うんですよね。学校外における子供というものと、学校管理下のものと二つあるとはいうものの、そこら辺のところを保護者も含めて、どう教育委員会としての思いを伝えていくかということも大事かなと思うので、ぜひまた、今後の課題としてお願いしておきたいと思います。

以上です。

日置記平委員長

以上の点、よろしく願いいたします。

では、本論に入ります。

質疑のある方、どうぞ順番に。

豊田政典委員

資料をたくさん請求させていただいて、出していただきましてありがとうございます。それ以外にも、中川委員の半分ぐらいの付箋を付けているんですけど。

まず、とりあえずは、追加資料をいただいた部分から聞いていきます。あっち行ったり、こっち行ったりするかもしれませんが、済みませんが、簡潔にと言ったところは簡潔で結構なので、お答えをお願いします。

僕の追加は、1ページからなんですけど、教育委員会会議の総括というのをいただきましたが、こうやってきたよというのはわかるんですけども、昨年度もいろいろと教育委員会会議については、議会からも私からも意見を出しましたが、課題として捉えているとは思えないんですね、この1ページを読む限り。例えば、一番大事なところの一番最後の段落、「適時迅速な意思決定ができるよう努めております。」と書いてあるけど、昨年度の中でも重要案件について会議録を読ませていただいたけれど、明確な議決をしていない案件も

ありましたから、そういったところもそうだし、2ページ以降の議案であったり、報告であったり、協議事項であったりも、会議録を随分細かく読ませてもらった案件が幾つもありますけど、大半が事務局からの報告であって、委員の意見というのはごくわずか。感想であったり、それについての意思決定をされていない案件というのが、読む限り多々見受けられた。

懇談会もやられていますけれど、認識として過去、平成24年度に1年間やられてきて、議会からは課題ありという指摘がされているけれども、事務局としてはこれでいいんだという認識に読めてしまうんですよ、資料を読む限りね。これはそれでそうなんですかと聞きます。どういう認識をされているのかと思って。

城田教育総務課長

失礼いたします。

今、豊田委員のほうから、教育委員会会議のあり方についてのご指摘をいただきまして、まさに今、ご指摘をいただきました項目は、ご説明させていただきました文部科学省からの通達等にも書かれておるところでございまして、教育委員会に対しての指摘事項と問題点とその要因というところで、よくここに書かれておる部分を読みますと、まさにご指摘のとおりで、教育委員会は事務局の提出する案を追認する云々ということで、そういうところに問題点があるのではないかというご指摘、まさに同じことをおっしゃっていただいているのかなと思われるところなんですけど、ただ、決して今の運営のやり方についてベストだとは考えておりませんので、もっと活発なご議論をしていただく中で、その協議の過程も議事録としてきちんと残して、もっと活性化というか、委員の皆様からご意見を頂戴いたしたいなと考えておるところでございまして。

豊田政典委員

そうすると、全国的にいわれている教育委員会会議の課題については、四日市市の教育委員会も例に漏れないところが多いということは認められたんですね。文部科学省の通知にあるような、その中身はよく知りませんが、よく言われているのは幾つもありますよね。

城田教育総務課長

どこの部分がどれほど該当するのかというのは、なかなか難しい部分はあるかと思うんですけども、概してそういう指摘がある、全国的なお話というところで、私どもの教育委員会につきましても、そういった問題点はあるのかなという認識は持っておりますので、ご意見をいただきましたことにつきまして、検討というか、改善というか、活発な議論をしていただくような形の何か手法なりの研究は必要かと思われるところでございます。

豊田政典委員

決算なので、平成24年度1年間の中で、課題、問題点の改善に向けて何をして、何ができて、まだ何が残っているのか、できなかったのかというのを総括してほしかったんだけど、1ページ読む限り、何かうまくいきましたみたいなことが書いてあるんだけど、書いてあることと口で言われることが全く違うので、これではだめですよ。やっぱり文章で残してほしかった、残すべきだと思って、資料の提出を求めたんでね。

城田教育総務課長

説明が重複して申しわけございません。実際、ご指摘、ご質問がありました平成24年度の取り組み状況をこちらのペーパーのほうでまとめさせていただいて、今、委員のほうからご指摘がありましたことにつきまして、補足的に説明させていただいたということで、ご理解をいただきたいと存じます。

豊田政典委員

この中間資料に限らず、昨年度もこの中で議論している中で、まだまだだなという思いを強くしておりますので、今後に向けて大いなる改革をしていただかなければいけないと指摘しまして。

続いて、別の資料ですけども、13ページに中学校給食の資料をいただきましたが、こんなやったかなと思うんですけど、喫食率は決算として何%になったんでしょうか。

石黒学校教育課長

平成24年度の最終的な喫食率は26%でございます。

豊田政典委員

当初予算の段階の設定が45%ですか。

石黒学校教育課長

はい、そうでございます。

豊田政典委員

45%で設定したけど、補正したりして最終的には26%。

石黒学校教育課長

はい、そうです。

豊田政典委員

それはそれまでの数値と比べて、推移はどうなっているんですか。

石黒学校教育課長

わずかですけれども、少しずつ喫食率としては上がってはきております。

豊田政典委員

この委託料についても理解していないので、お聞きするんですけど、喫食率が減ったら、委託料が減るとか、ほかの13ページのところから減るとか、そういうのはどういう決めに
なっているんでしょうか。

石黒学校教育課長

45%の喫食率で、当初予算を上げておりまして、決算の場合、喫食率26%ですと、委託
の単価が変わりますので、そういう計算になります。

豊田政典委員

13ページの中の費目で言うと、委託料が減っていくというの。

石黒学校教育課長

はい、そういうことです。

豊田政典委員

それは現実、やっとわかったんですけど、どうしようかな。中学校給食事業について喫食率を上げるべきだと、個人的にはそんなに思っていないんですけど、教育委員会は少なくとも45%に上げようということで当初の予算を組んだと。ところが、それは半分ぐらいしか食べられなかったということについては、どう受けとめて、それから、今後、どうされていく考えなのかというのを簡潔に教えてもらわなければいけないなと思っているんですけど。

石黒学校教育課長

喫食率を45%に設定をして、結果的に26%だったということですけども、2月の教育民生常任委員会でも私説明をさせていただいたんですが、今、考えておりますのは、やはり利用率で考えていきたいなと思っております。40%の方が今、給食を選ぶと言ってみえますので、60%の利用率にしていきたいということを考えています。ただ、60%の利用率にしようとする、その場合、喫食率に割り戻すと大体40%の喫食率になるはずなんです。ですので、40%が一つの目標であるとは思っています。

必ずしもこの併用制については、デリバリー給食を進めるというものではなくて、家庭弁当とデリバリー給食の併用制ですので、必ず喫食率が上がっていかなければならないというものではないんですが、我々として選んでいただくときに、給食の内容が理由で、または、我々の宣伝不足が理由で十分理解していただけずに喫食率が低いとしたら、それは改善していくべきやということで考えています。

そういうことから、味をよくすること、それから、今までまずいという思い込みがやっぱりあるようで、それを何とか起こしていくためにしっかりと宣伝をしていきたいということを考えて、今、取り組んでいるところです。

豊田政典委員

済みません、理解できないです。利用率60%って何ですか。

石黒学校教育課長

一定の期間、月でいいかと思うんですが、一月の間に1回でも利用していただけたとすれば、その家庭に応じて給食を利用していただいたということですので、給食を活用いただいたという理解になるかと思います。その割合が60%ということです。

豊田政典委員

その利用率の考え方というのは、少なくとも昨年度までにはなかったと思うし、転換したのかなと思うんですけど、今、言われた。ここから先は議会の全体の総意ではないと思いますが、僕が一番大事なのは、何らかの食事をする事だと思うんですよ。デリバリーを利用する必要は必ずしもないし、何でもいいけれども、とにかくまともな食事をせいというのは、この率を上げるのが一番大事だと思うんですけども。そうじゃなくて、1回でも利用する率を上げてという考え方がよく解せないんですけども、どうしよう、決算で……。

平成25年度予算の設定は忘れましたが、今年度ね、これは何%に上げたんですか。

石黒学校教育課長

平成23、24、25年度の3年間の契約になっておりますので、23年度を40%、24年度を45%、25年度を50%ということで、目標をその当時、置きました。

豊田政典委員

中学校給食のあり方については、デリバリーもあれば、別の考え方というのも意見がいろいろありますよね。そんな中で、これから正面から受けとめた議論をしていかなければいけないんですけども、ここまでにしよう。わかりました。

日置記平委員長

よろしいか。続きますか。一服しますか。

豊田政典委員

続きます。

学校運営費、14ページにいただきました。これは昨年度、教育民生常任委員会に私もいまして、調査をしていただいたけれども、考え方 でとまっていたので、改めて、その後

の考え方を整理してもらって、スケジュールも16ページに示された。これでいいと思います。いいと思いますが、大まかな流れは16ページの2番、今後の予定なんですけれども、(4)、つまり、きょうこの委員会に報告されるのは、予算要求をされた後になっていますが、そうじゃなくて、今、調査を結果集計でして、その後、考え方を整理しますよね。その時点でやっぱり説明してもらって、我々の意見を聞いてもらう中で予算要求に行くというのが筋かなと思うんですけど、つまり、(2)と(3)の間に(4)を入れていただくべきだと思うんですが、どうなんですか。

石黒学校教育課長

実際には、11月の何日かはまだ決まっておりませんが、当初予算の、学校教育課としての予算要望をさせていただきます。ただ、12月の末ぐらいまではいつもかかるんですけども、それぐらいかけて、出した要望に対しての調整を財政経営課と行います。ですので、実際には11月に報告をさせていただいても間に合わないこともないかとは思いますが、教育総務課とかとも相談をさせていただきまして、もう少し早く考え方を説明できるように努力したいと思っています。

豊田政典委員

せっかくこれにメスを入れてもらって整理しつつある途中ですから、ぜひ完了させていただきたいと思うし、この委員会でも一緒に考えさせていただきたいなと思いました。

それから、20ページも同じ教育予算、自己実現支援事業についてなんですけど、これは予算常任委員会で附帯決議がついたりした事業ですが、結局、よくわからないのが、きょうの説明でも、事業目的として、いまだ特定地域には低学力傾向があって、サポートが必要な地域があるということなんですけど、一つはいまだに明らかにされていない低学力傾向の根拠、何をもちこの中学校区域だといわれているのかということをはっきりと言っほしい。

それから、この事業の説明、議論になったときに、まずはこの4中学校区でやりながら、徐々に拡大していくんだという説明だったと思いますけれども、その拡大について平成24年度にはなかなか見られないんですけども、そのあたりについて24年度の取り組み、それから、今後についてもう少し補足で説明をしてください。

山下人権・同和教育課長

2点についてだと思います。

まず、低学力傾向の地域の根拠ということなのですが、この4地域の低学力傾向というのは、かねてからの同和地区の対策事業のもとから、地域特定の事業を経て、その中で人権教育プラザに変わっていった段階の中での、その地域での傾向ということで、その中で、地域の中に依然として学力に関しての向上の部分がなかなか見られないということをして市内の同和施策推進審議会の中のワーキングの中でそれを検討されております。その中で、4地域の地域課題である低学力傾向が依然として克服されていないのではないかという部分について、実際にその地域の中で、学力の状況を4段階、いいほうをAとして、下位のほうにあるのをEとして、A、B、C、D、Eと分けた場合に、下位4分の1という表現をさせていただいているんですが、Dに当たる部分のところに、通常は4分の1になる市全域の状況と比べると、その地域の中で、やはり従来から地域指定を受けていた部分のところの地域については、その学校内でのDに入る状況がパーセントとして1.6倍ぐらいに子供たちの学力の状況があると。そこについて今、ワーキングの中で、特別対策をしてきた上で、そこについてなぜ向上が見られないのかということについていろいろ議論をいただきながら、そこについての克服の取り組みをしています。

そこで今、その地域について、その対象となる子供たちについて学力保障チェックシート、あるいは、学びのカルテというのを人権プラザに置かれております指導主事を基点にして各学校へも訪問させていただいて、その子供たちの状況を聞き取りながら、その把握を行っているところです。

今、徐々に、その中でこの事業で学力の向上についての底上げをしていけるような取り組みを展開していこうということで、この自己実現支援事業が平成24年度の新規事業として展開されました。ただ、下位4分の1といっても、その地域の中で、あるいは、その学校の校区の中で、その地域だけが特定に全てその4分の1に当たるかということ、そういう状況ではありません。同じ校区の中でも、同じような家庭環境というか、例えば、塾へ行っている子が多い中で、行くことが難しい状況にある子、あるいは、おうちで宿題とかをすするという状況がなかなか見出せられない子供たちということについて、人権プラザにあります児童集会所では、その範囲を、今まで特別対策事業のもとでは、一定地域を対象にしていますが、今現在では、それをそこにある校区の地域の子供たちを対象にということで取り組んでいます。

ただ、人権プラザがある位置的な状況がありまして、声かけは周辺地域にも行うんですが、それがもう一気にその地域全般に広がってみんなが集まってくるかというと、交通事情とか集まり方ということもあって、ただ、地域によっては、現に他地域というか、いわゆる周辺地域の子供たちも集まってきているという現状は少しずつ生まれています。

ただ、この平成25年度におきましては、そこもまた、特に意識をしながら取り組んでいくということを今、確認をして、現在では、人権プラザの4地域ということで取り組みを行っていますが、この発想を今は取り入れて、平成25年度では県のほうのネットワーク事業というのがありまして、それを受けることによって、今現在、多文化共生推進室の西笹川中学校区、笹川東小学校、笹川西小学校、そして、西笹川中学校区の外国人の日本語指導を従来行ってきたところに定住化も進んできているという中で、低学力傾向の子供たちということに視点を当てて、そこには日本人も含まれる部分で考えさせていただいて、うちがその部分のネットワーク事業と、多文化共生推進室の日本語推進の中での事業をコラボさせていただいて、特にこの夏休みを中心に、各小学校、中学校にご協力をいただいて、地域にあります笹川子ども教室という運営委員会が地域のボランティアの方たちでつくっていただいているんですが、そこと協力をして、ことしはボランティアの方を募って、学力補充を夏休みに各小学校でさせていただきます。

このような発想と人権プラザでやっています学力補充のノウハウとを組み合わせ、今後、やはり同じような考え方の中で、地域の中で学習環境の厳しい特定地域というか、集合的にあの辺の子はというようなところというのは、現実問題、例えば、集合住宅であったりとかというところで、時折起こっていることがあります。そんなところへの対応として、ここで培われていたノウハウを全市的に取り組んでいくような形で、地域を広げていくということを今現在は模索しておるところです。

豊田政典委員

今後の拡大という面で、はっきりと記録しておきたいと思いますが、最初にお聞きした低学力というのは、何の結果をもって低学力と判断したのかというのがよくわからない。テストなのか、何なのか。

山下人権・同和教育課長

この辺が現状分析と課題把握ということでは、課題のところにも挙げさせていただいて

いるんですが、学力保障チェックシートというところに学習理解というところを設けています。その中には、教科内容がわかっているかどうかとか、あるいは、意欲を持って授業に参加できているかということを含んで、指導主事のほうで各学校、園を訪問しまして、対象と考えている子供たちについて聞き取りを行っています。それをそのチェックシートに載せていくことによって経緯を見ていく。また、可能であれば、各学校のほうでCRT検査とか、あるいは……。

豊田政典委員

だから、これは議論になった当初から、なぜこの4地区なんだというのがあったわけですよ。それは低学力、もしくは学力支援が必要な地区だから、中学校区だからという説明だった。その数字は何なのかというのは、当時から聞いていても答えがないんです。だから、同和地区というのはいないわけでしょう。今から拡大していくのも結構な話だと思うんだけど、何の数字をもって判断していくのかということを知っている、今も。

山下人権・同和教育課長

おっしゃるとおり、同和地区という線引きはありません。ですので、その線引きがない中で、誰のことを指しているのかとか、どこを対象にしているのかということになるかわからないんですが、そこが私たちの中では、今、取り組んでいる人権プラザに集まっている子供たちというところが中心になります。ですので、必ずしもそれは従来の地区の子と限定をされているわけではありませんが、地域的にプラザに集まってくる子供たちというのは、ある程度同じ子供たちがいます。それと人権プラザで指導主事たちは数年前から、あるいは、10年前から集まってきている子供たちという状況を知っておりますので、そのところで継続して見ているということになります。

豊田政典委員

だから、説明の根拠、事業目的、事業の背景というのが前から、特に学力支援の必要な地区に対してと書いてあって、説明してきたわけです。だから、その学力の支援が必要だという根拠をずっと問うているけれども、まず、場所ありきじゃないですか、本当はどうか。そうしたら、それで説明すべきだし、そうじゃないまやかしの説明をするなということもずっと言っているんです。

別の質問をしますが、今、平成24年度決算なので、成果としていろいろ文章で書いてもらいましたが、そのもとになった低学力であった方、学力支援の必要性のもとになった数字があるという話ですよね。それは24年度、どのくらい改善されたのかというのがよくわからない、21ページでは。やったことは書いてあるけれども、数字的に改善はされたのかどうか。効果はどうだったのか。明快に教えてください。

山下人権・同和教育課長

その点につきましては、私どもも明快な答えを今、出せないというのが正直な状況です。言葉であらわさせていただいたモチベーションと申しますが、意欲とか、実際に教室の中で手を挙げる回数がふえてきた、あるいは、顔が上がって、宿題をやってあるということが自信につながって、手を挙げる子がふえたというような実質的な観察によっての変化が見られる子供たちというのは、指導主事のもとに授業参観等をさせていただきながら、確認をさせていただいています。

ただ、数字につきましては、これは先ほど申しましたワーキングのほうでも同じような指摘を受けておまして、その効果というのをきちんと出していくすべをつくっていかねばならないということにつきましては、今回も課題のところの、表の欄の下のところに挙げさせていただいたんですが、実際に年間を通じた活動の前後で、今年度は例えば、活動の前後でアンケートをとるとか、あるいは、個人の成長や活動の成果、つまり、始まったときどうで、1年たって、2年たって、その子はどのように伸びたかという見方の定義を変えていく必要があるなというところを課題として挙げておまして、早速なんですけど、今、その取り組みの方法について議論を始めているところです。

豊田政典委員

事業の根拠もはっきりしないし、課題整理もできていないし、効果もわからないということでは、厳しい受けとめ方をするしかないのかなと思いますので、もうちょっとちゃんとやってくださいよ。効果を把握できないのでは、拡大しても仕方ないじゃないですか、そんなんじゃ。

説明はいいですから、考え方、今後に向けての改善意思があるのかどうかだけ聞かせておいてください。

山下人権・同和教育課長

指摘していただいているところは真摯に受けとめさせていただきたいと思っています。やはり何らかの変化ということですね。例えば、成績が上がったという子がいるのであれば、その上がった子供たちというのは、その間にこのような手だてがあったのかということを実際に、その部分に視点を当てて聞き取りを行うなどをして、そこについての変化というのを明快に出すような心がけをしなければいけないと考えています。

それについてのシステムといいますか、その出し方について早急に検討を図っていくように努力をさせていただきます。

豊田政典委員

附帯決議もついたりして、いろいろ議論を呼んでいる事業でもあるし、ぜひ実のある事業に変えるべきものは変えて整理して行ってほしいなと思いました。

28ページ、御池沼沢について環境改善計画をいただきましたが、去年見に行ったんですけども、とても見られる状況じゃなかったんです。結局、この天然記念物を、環境をよくして、皆さん、市民に見てほしいという話ですよ。守るだけじゃないんでしょう。見てもらわないといけないと、見てもらうようにしたいんでしょう。

伊藤社会教育課長

今、おっしゃっていただいたように、文化財ですので、市民の方に見ていただきたいということは確かにございます。また、昭和27年に指定されまして、実は、このままで本来の姿が変わっていってしまいますと、指定取り消しとか、そのようなことになっても困りますし、大変なことになりますので、本来の姿であるものに近づけるべく保存をしっかりとやるということと、今、おっしゃっていただきました、皆さんに見ていただくということでございます。

豊田政典委員

課長は最近、見に行ったことがありますか、現場。

伊藤社会教育課長

この4年間は、月に1回観察会というのをみどりの会さんがしていただいていますので、

ずっと参加しています。

豊田政典委員

私は去年、初めて楽しみに行ったんですけども、時期が悪かったのかどうか、東部、西部というのは30ページを見ても、どっちがどっちはっきりわからないこともありますが、沼のないほうが東部かな。看板もぼろぼろで、ポストがあって、そこに雨ざらしのチラシが1枚突っ込んであって、貴重な草なのか雑草なのかよくわからない草むらがただあって、誰もいないし、ただの荒地にしか見えなかった。

それから、沼のほうが西部。西部に入ったら、たしか7月か6月だったと思うんですけど、6月かな。そのころとても歩ける状態じゃない。やぶ蚊が寄ってきて逃げ出した覚えがあるんですけど。誰が来るんじゃというようなジャングルだったんですが、これは何なのと思ったんですけど、どうなっているんですか。平成24年度で500万円ぐらいですよ。どうなっていくのかすごく、とんでもないところに来てしまったなという思いだったんですけど、あれ、何なんですかね。

伊藤社会教育課長

済みません、豊田委員には去年見に行っていたということ、本当にありがたく思っています。実は4万6200㎡ございまして、夏場はおっしゃるとおりで、西部も徒歩でやぶ蚊に襲われたというのは、私も大変よくわかる状況なんですけれども、先ほど説明不足だったかもわかりませんが、夏の間はおっしゃるように、1m、2mぐらいになる雑草、セイタカアワダチソウとかヨシとかが茂っているのは事実です。ただ、足元に希少な植物が咲いている、それはまず守っていく。それが絶えてしまって、保存されていないということになってはいけないということで、改善事業を行っております。

ただ、改善事業で昨年度も400万円を超える執行をさせていただいたんですが、一方、夏場に見ていただきたいような草刈りなどもしております。やはり手に負えない状況ということも正直ございしますが、積極的に、例えば、大きくなり過ぎている木を切って、それを除去すると、良好な場所に少しでもスペースがなって、そこにサギソウが生えてきたとか、そのようなことをもう少し何年間かやらせていただいて、御池沼沢の国指定の姿というのを保存していきたい。

あと今、教えていただきました夏の状態については、職員の手作業やボランティア、高

校生たちの力なども借りまして、観察していただきやすいことを心がけていきたいと思
います。

豊田政典委員

改善計画というのはあるんですよね。資料を28、29ページにもらっているんですけど、
それに従ってやっているということですね、改善。それで、いつになったら楽しく観察で
きる、歩けるのかなというのがわからないので、それだけ教えてもらいたい。

伊藤社会教育課長

3カ年総合計画のほうで約500万円から600万円ベースでさせていただいておりまして、
この後も観察がしていただきやすい場所などを特定して、例えば、もう少し歩いていただ
ける、観察できる歩く歩道とかをどの位置につけるかななどを、また、第2次推進計画のほ
うに上げていくべく、今、考えているところでございます。

豊田政典委員

ぜひ委員の皆さんに行っていただくとわかると思うんですけども、毎年計画的にやって
いるとはとても思えないというのは変ですけど、中の状態がひどいというのはわかってみ
えると思うので、せっかく金を使って、天然記念物ですから、本気でやってほしいと思
いました。

あともう少しありますが、いったん終わります。

日置記平委員長

今度行くときは、伊藤課長に案内してもらってください。

たくさん付箋がついている中川委員。

中川雅晶委員

もうきょうは疲れたので、あしたにしようかなと。

では、総論的なところで、新しい追加資料で8ページの、教育費の推移というところで
資料をつくっていただきまして、ありがとうございます。教育費の決算額が前年よりも
0.3%、一般会計に占める割合としてはプラスになっていますよと。その中身、学校教育

の占める割合と、そのうちのソフトと建物等のハードで分けてもらって、ずっと見せていただきました。

平成20年度に比べると、ソフト事業も平成20年度から21、22、23、24年度と微量ではありますが、上がっているというか、平成20年度を境にして上がっているというのはわかりますし、ただし、一般会計に占める割合は0.3%上がっていますけども、教育のソフト事業にはそんなに変わらずというところが見えてきたのかなと思います。

気になったのは、この学校教育関係費の中の人件費の占める割合というのが平成20年度からずっと減ってきているということも、この辺の総論的な評価としてはどう考えておられるのか。確かに、多くを占める教員の人件費というのは入っていないので、それ以外の市単独費であったりとか、いろんな管理費の賃金で、その辺を圧縮しているといえそうなんですが、その辺の総論的な評価についてお教えいただけますでしょうか。

城田教育総務課長

今、人件費の推移についてのご質問ということでございます。先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、この平成20年度、21年度でふえておったのが、22年度以降は若干減りましたよと、この辺は小学校の給食業務の委託をさせていただいたということで、小学校の調理員さんの定員配置人数が減りましたこと、その分ソフト事業のほうへの移行という形でのすみ分けでございます。ですから、端的に申しますと、調理員さんの定数減によりまして人件費の減と、こういうご理解をいただければ結構かと思えます。

中川雅晶委員

この予算に関しては、市長部局に予算要求をしなきゃいけないという教育委員会の立場があるので、このハード事業と、それから、子供の未来への教育に投資をするという観点からは、特にソフトの事業に関して、予算が前年どうだったか。また、5年を経てどういう評価をするのかというような見方を僕もぜひしてみたいと思いますし、その辺の教育に重点を置いていると言われるところの数字のまやかしではなくて、実数のところで捉えていきたいという思いで、この資料をお願いしましたので、まだ詳しい分析はできていませんけれども、まずは総論的なところで確認をさせていただきました。

続いて、9ページの教育費の決算額の推移というところで、保健体育費って載っているところがスポーツ関係という意味なんですか。

城田教育総務課長

ご指摘のとおりでございます。

中川雅晶委員

このスポーツ関連に費やしている費用としては、どう考えておられるのでしょうか。

城田教育総務課長

午前中も請願等ございまして、ああいった体育施設、本格的な整備ということになりますと、当然、ここの予算が膨らんでくるというか、増加してくるということかと思われませんが、実際、ここのところは、大規模修繕はテニスコート等の改修があるにしても、主立った箱物というか、ハードの大きなものがないというところで、平成20年度のちょっと突出している部分は、温水プールの耐震事業と、こういったハードで挙げさせていただいて、その部分が増加しておるということでございますので、今後、午前中のようなお話も推進させていただくことになるとするならば、やはりこの辺も予算のほうとしてご承認いただきたく思っているところでございます。

中川雅晶委員

教育委員会の中の教育におけるスポーツの位置づけというのも、これからオリンピックの契機もあるかもしれないですけれども、がらっと変わってくる可能性もあるので、その辺の数字もぜひ追っていただきたいなと思いますし、どういう支出の仕方が有効なのかというのは議論の要るところだと思うんですけれども、スポーツに関する歳出においても、注力いただきたいなという思いで見させていただきました。これからきょうの請願じゃないですけれども、膨らんでくるというか、占める割合は高くなっていくのかなとは思っていますけれども、その辺の市民に対してしっかりと説明ができるような形で、また、広く市民が享受できるようなスポーツ施設やスポーツの事業に歳出いただきたいなというか、その辺を注力いただきたいなと思いましたので、この資料をお願いしました。ありがとうございます。

それから、あと6ページ、7ページ、それから、教育委員会のいろいろな行事、教育委員会の審議の内容とかというのも先ほど豊田委員が指摘をされましたけれども、まさしく

ここが一番課題なのかなって。これを見させていただいても、一体本市は何を課題として、何を取り組もうとしているのかというのが何もわからないというのが実感で、つまり、重点的に、年間を通して毎回毎回議論をする内容が一つ二つあってもしかるべきかなと思うんですが、この議事録を見させていただいても、何をどうやりたいのかというのがよくわからない。やっぱり追認機関と言われても仕方がないという部分があるのかなということ指摘をしておきます。

この中に、例えば、第6回と平成25年度の第2回というところに、四日市版コミュニティスクールの指定についてというのがありますが、これは一体、指定についてどういう議論をされたんですか。

吉田指導課長

この四日市版コミュニティスクールにつきましては、教育委員会の承認を得るということが規約にうたっておりますので、新しく3校について指定をお願いするというので、それぞれの学校の今、やっている取り組みやら、それから、熱意、運営委員長さんのご意見等も紹介させていただきました。そういうことでございます。

中川雅晶委員

要は指定をされた。指定の上程をして、指定を受けたということですね。

今回の四日市版コミュニティスクールの推進事業は、決算額140万6905円という形で出ているんですが、毎回毎回指摘をしているんですけど、コミュニティスクールを本当にスキルアップをしていこうとか、充実をしていこうとか、もしくは、子供たちに本当に届くようにしていこうとなれば、これだけの予算でできるのかなというのが実感ですが、何年か経年的にやってこられて、この決算額に対して何か所見はありますか。

吉田指導課長

いわゆる地域の方々を巻き込んで、このコミュニティスクールという形で、基本はボランティア活動の精神でということはあるので、その部分でいろいろな要望もいただきながら、個々に対応はさせていただいていますが、とりあえず、その予算内で今のところ進めていくことが教育活動の中で子供たちにも、例えば、稲作のことがこの間も新聞に載っていましたが、そういうような対応とか、個々にきちっとさせていただいている

ので、そういうような考えをもとに、これから先も進めていきたいなどは思っております。

中川雅晶委員

ボランティア活動って何ですか。

吉田指導課長

集まっていただく全ての方に報償費は出せませんので、そういうような考えで、ボランティアの精神でということなんです。活動ではなくて、精神でという形で。

中川雅晶委員

ボランティアの精神というのは、無償で労働を提供するということですか。

吉田指導課長

決してそうではないとは思いますがけれども、そこでこちらも予算取りについては要望はさせてはいただいておりますけれども、大変厳しい状況でございます。

中川雅晶委員

ボランティアは別に無償労働というわけではなくて、有償ボランティアもありますので、ボランティアの意味というのは志願という意味なので、進んでやっていくという意味ですから、そういう意味では、あんまり安易にボランティアという形で、このコミュニティスクールをボランティア活動のような形で、ボランティアというのは使い方によっては違いますけど、無償ボランティアのような考え方で押し込めるのは、僕はどうかと思います。

確かに、これだけ対象校、指定校がふえてきたので、いろんな活動をされているのは報告をいただいて存じ上げていますけれども、ただ、もっと直接子供に届くようなものが四日市版コミュニティスクールとして、本当に四日市版と言えるようなコミュニティスクールになっているかということ、まだまだどうかと私は思っているんです。

先ほどの、確かに全然予算の枠が違いますけれども、新しい追加資料の20ページの自己実現支援事業の中でやっておられる取り組みというの、ここだけこの事業として人権・同和教育課の予算でやっている部分と、コミュニティスクールの中でやる部分というのは違うかもしれないですけど、こういうところも広くコミュニティスクールでやっていくと

ということだって一つはありますし、いろんなコミュニティスクールの使い方、使い方と言ったら怒られますね。発展的な、直接子供に届いて、コミュニティスクールになって、本当に子供たちがよかったと。また、その地域の人たちもよかったと。指定を受けてよかったですと、こぞって指定を受けるようなコミュニティスクールにしていただかなければ、こちらから指定を受けたらどうですかとって、じゃ、仕方ないな、指定を受けますというのがコミュニティスクールじゃないと私は思うんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

吉田指導課長

おっしゃるとおり、こちらから指定をお願いするというものではないと思います。内発的に今の学校づくり協力者会議が自発性を持って、発展的に、その地域の活動を充実させたいという中で、じゃ、もっと進めてみようかと。もうちょっと地域の多くの方を巻き込んで進めていこうと、教育環境。その中で、子供たちの触れ合いとか大人、地域の方との交流が進んで、一例として、今まで挨拶ができなかった子供も、この間は何々に来てくれた方やとって挨拶ができるといった視点で、触れ合えるということも地域力、教育力のアップになると思っておりますので、そういう形で指定というのは進めていきたいと思っています。

ただ、こちらとしても、計画的に一応予算取りもしないといけませんので、予算としては今のところ、各年度、3校ずつの指定を考えさせていただきながら、各小中学校の校長会に呼びかけをして、どうですかというお勧めはしないといけないと思っておりますので、今後もそういう考え方で進めていきたいと思っておりますし、今年度も指定を受けたところについては、自発的に挙げていただいたと私は解釈しております。

中川雅晶委員

コミュニティスクールの自主性というのがありますので、何でもかんでも教育委員会からやりなさいということとはできないというのはよくわかりますが、ただ、これだけの11小中学校が指定を受けている中で、140万円の予算で本当に何ができるのかなって、手弁当でやってくださいって、冒頭おっしゃっていましたがけれども、その考え方ではなかなか継続はしないし、また、発展は見込めないのかなって。また、積極的に我が校も指定を取りに行きましょうというのは、なかなか今のままでは難しいのかなって思いますので、ぜひこの辺の予算のあり方、事業のあり方、また、せっかくやってこられた今までのいろいろ

なノウハウであったりとか、課題であったりとか、この部分というのは多分蓄積はされておるとお思いますので、ここから来年度の予算に向けて、積極的に教育委員会として発信をしていただかなければ先細りになるのかなとお思いますので、ぜひその辺、発展的に教育委員会が主導的といったら、また、なかなかコミュニティスクールの性格上難しいんですけども、いろんなアイデアとか、そのノウハウを提供したりとか、運営協議会のキーパーソンがスキルアップできるような、また、地域を巻き込むようないろんなノウハウを提供いただけたらいいんじゃないかと思うんですけど。

当初から予算がなかなか厳しい。最初から予算が厳しいありきかなって、言葉から思うんですけど、そうではなくて、何とか教育委員会の中で、この事業を拡充していくことが、また、ほかの事業を連動させて、これを拡充していくとか、いろんなやり方があるとお思いますので、ぜひその辺、ご努力をいただきたいと思うんですが、意気込みだけで結構ですので。ネガティブな話はなしで。

吉田指導課長

なかなか力がなくて申しわけございませんが、ただ、平成24年度、25年度につきましては、6月末にこの学校づくり協力者会議のメンバーと、それから、コミュニティスクールのメンバーそれぞれ希望者ではありましたが、100名以上が集まっていたきながら、代表的な、ことしは津市立の南が丘小学校の核になっていただいている方にご講演をいただいたり、そして、その後、各グループをつくって、その中でどんな取り組みを今、しているんだということ、生の声で取り組みの交換をし、これならうちもできるなとか、そういう中で膨らまさせていただいているという研修会を昨年度から開かせて、今、2回目になりますけども、そういうようなことを継続して行って、先ほどからおっしゃってみえるような発展的に進めていくということ、これを推し進めていきたいなとは思っております。

中川雅晶委員

今、課長がおっしゃったようなことは、これまででもやっているわけですよ。大学の教授に来ていただいたりとか、ほかの市、京都のどこかに視察に行ったり、視察やったか、来てもらったのかはあれですけど、そういうようなことはやっておられるし、やってこられたところのいいものは、何とか情報共有しようということで、いろいろ冊子をつくってやっておられるというのは存じ上げています。でも、その域から出ないというのは、何か

課題があるんじゃないかなと僕は思っています。

端的に言えば、教育委員会の中でしっかりとマネジメントをするなり、これをどう発展させるかというような方針とか、方向性がいまいちな上にベクトルが上がっていない。横のままのベクトルなので、この事業がこういう予算でそのまま推移をして、学校の指定数だけを微増であるけれども、ふやしていくということだけでは発展しない。

ひいては、子供たちに本当に、享受できないようなコミュニティスクールを幾つつくってもあんまり意味がないかなと思いますし、やっぱりコミュニティスクールの指定を受けなくても、コミュニティスクールのようなことをやっているような学校ってあるわけですよね。だから、あえてそんなことを受ける必要もないですし、そうなってはいけないと思いますので、ぜひ予算のあり方から、事業のあり方をもう一度、一からやり直してと言ったら怒られますけど、もう一回本当に発想を変えていただいて、発展的な事業にさせていただくようお願いをしておきます。

以上です。

田代教育長

中川委員、ありがとうございます。コミュニティスクールにつきましては、中川委員とたしか本会議でかなりいろいろとやりとりをさせていただきました。私もこのコミュニティスクールについてはかなり意識しておりまして、このコミュニティスクールの協力委員さんたちとともに、水沢小学校に直接行きました。そこの地元の人たち、協力者会議の方たちと懇談をして、コミュニティスクール、特に水沢は、やっぱりまとまりが結構あったなと今も印象に残っているんですけど、実は今、研修会等、吉田課長から説明しましたけど、各学校、地域の特徴というのがコミュニティスクールもありまして、毎年こういうそれぞれの各地区で、これもごらんになられとるかと思いますが、地区の特徴があります。そういうのを地域の方たちと一緒に、テーマ設定もやっているということもございます。

例えば、中部西小学校は、前年ですとまちかど音楽会ということで、あの諏訪栄の真ん中でやるということでご存じの方もあります。八郷小学校では、フォトクラブを指導とか、こういう幾つかの各学校の特徴、これも郷土教育の一環でもあるのかなということですけど、いずれにしても、このコミュニティスクールは、家庭、地域との協同といいますか、四日市版コミュニティスクールです。確かに、予算がもうちょっとあったらいいなとは私

も思いますので、これはかなり来年度に向けても意識してやっていきたいと思います。

ありがとうございます。

日置記平委員長

皆さんに。10分程度休憩したいと、20分再開でお願いいたします。

16:09 休憩

16:22 再開

日置記平委員長

では、再開いたします。

委員の皆さん、ご質問どうぞ。

芳野正英委員

まず1点目、豊田委員や中川委員も言われたのであれなんですけど、僕もやっぱり教育委員会の形骸化の部分で、形骸化と一言で言ってしまったらあかんのかもしれないんですけど、この教育委員会会議と教育懇談会を見ていても、教育のかかわる人たちとの懇談が多くて、一般の保護者ですとか市民とかと書いてありますけど、これを見る中で、本当に市民と懇談をしたというのは、河原田地区の防災隊長ぐらいなのかなというところを見ると、教育委員会のそもそも設立の歴史をたどれば、教育の民主化ということを考えると、市長とか我々議会と同様に、教育委員会というのは市民のところに出て、市民と直接対話をするというのが教育委員会の基本であろうと思いますし、教育委員会がやっていることを市民にも知らせていくというのも一方だと思うので、そこはこれだけ年間8回やっている中で、市民との対話が全くないというのはちょっとおかしいのかな。これは今年度から、今年度も半分過ぎていますが、やはり市民、保護者、PTAとの対話というのをぜひ進めていただきたいなというのを要望しておきます。

それから、実績報告書の201ページの学校保健の充実、学校教育課のところ、学校保健委員会のところ、毎年これも気になっていたんですけど、多分、この実績報告書の中で一番目標と実績が乖離をしている表かなと思っていて、学校保健委員会というものの自体が、

僕も今、改めてこの教育白書にも書いてあるので読ませてもらったんですけど、学校保健委員が何をしているのかがよくわからなくて、私の子供の行っている小学校でもないかもしれないし、やっとなる内容もわからないですし、開催をできている実績というのも、1割程度というのではちょっと少ないのかなというところがあるので、ここはしっかり進めたいなと思うんですけど、まず1点、それをお願いします。

石黒学校教育課長

学校保健委員会は、子供たちの健康問題を扱うということで、非常に重要な役割を果たしていると考えております。実際の開催は100%なのですが、地域と連携したという部分、要するに、地域の方々が参加している学校保健委員会の開催ということになると、そのパーセントにとどまっているというのが現状でございます。

ただ、指標として、そんなに低い達成率でいいのかということはいくつも考えておまして、そうではなくて、学校保健委員会そのものの地域との連携も一つの要素として考えるような指標を、例えば、年間に何回開くか。そして、保護者は参加しているけど、保護者が発言をきちっとするのかどうか、聞くだけでないのかとか、それから、地域の方々が参加しているのかと、幾つかの要素に分けた上で、それらについて指標にするということで、平成25年度はその指標で、変更して取り組む予定でおります。

芳野正英委員

ここも本当に教育委員会と一緒に、学校の保健のこともそうですし、教育委員会全体のものもそうですし、地域というか、保護者や地域の方々とどれだけ一緒にやっていくかということだと思いますので、ぜひそこは来年度の実績では、もう少し上がっているように要望したいなと思います。

次に、読書活動全般をお聞きしたいんですけど、実績報告書202ページの学校教育課の学校図書館の充実の中で、貸し出し総数で見ると実績を上回ってきているんですけど、それぞれの学校の図書館の蔵書の整備率が、まだ国の基準と比べて88.9%しか蔵書が整備されていなくて、うろ覚えですけど、たしか中学校のほうが低かったんじゃないかと思うんですけど、特にしっかりとその辺の整備をしていただければなというところ。

それから、本のあるまちの追加資料をお願いして、この追加資料の中でも、26ページで実績をお示しいただきましたけど、実質を見ると、本町通り商店街のご協力のもとにやっ

ていると、あとは販売会社と小児科医も市内にはたくさんあるのに、浸透がまだまだできていないというところがありますので、たしかこれも前年度と変わっていないんですね。29店舗というのは変わっていないので、これは小児科とか薬局とか、調剤薬局などもそうですけど、そういうところへの働きかけで、せっかくこういった本のあるまちをやるという施策を掲げている以上、読書の環境づくりというのを進めていただければなと思います。

それから、もう一点読書に関して言うと、実績報告書の204ページの本のあるまちの店舗数の同じところの下に、子供の読書活動推進計画がありますけども、これは前、私も質問させていただいて、田代教育長、結構前向きにお話をいただいたんですけど、この推進計画の課題の整理を行いましたということなので、推進計画の改定はどのようなスケジュールで今後やっていくのか、その3点をお聞きしたいです。

石黒学校教育課長

図書の整備につきましては、非常に重要な問題として取り組みを進めておる途中です。内容的にも指導課とも連携しまして、蔵書冊数というのは非常に大きな問題ですので、予算の確保をしっかりとしながら、蔵書の整備に努めたいと思っております。

伊藤社会教育課長

まず、本のあるまちにつきましては、当課の強く推進する力が大変弱いと反省をしております。本のあるまちは、回収した本をそれぞれの魚屋さん、あるいは、喫茶店、そういったところに幾つか配布させていただくなどを、この後、この秋、進めるよう考えておりますが、もう少しおっしゃっていただきました、小児科、あるいは、薬局などもまだ行っておりませんので、ご意見いただきましたところを含めて働きかけを行って、協力店をふやしていきたいと思っております。

それから、三つ目のご質問の推進計画ですけれども、平成17年の3月につくり、第2次として課題整理をして、更新をするというところでございまして、ことしじゅうに改正のたたき台をつくりたいということで、去年、ことしと市民会議のほうでご意見を頂戴しております。

課題といたしましては、今、中学生の本離れとか、あるいは、電子書籍をどう扱うかの中で、一番は読書で子育て支援、子供支援、四日市は読書を通じてまちづくりをどうやる

かというところをもう少し今の推進計画にそのあたりを強めて、書き直してというところで指示をいただいておりますので、たたき台をつくりたいと思っています。

芳野正英委員

たたき台というのは、素案みたいな形で、ある程度形になって、こういう委員会などに示すことができる状態ということですか、今年度中に。

伊藤社会教育課長

現在の子どもの読書活動推進計画といいますのが文章で書かれているものでございまして、今までの議論の中では、それを大幅に変えるのではなくて、今、簡単に申し上げましたが、課題が三つ四つございますので、それを少し書き加えるという、マイナーチェンジ的なものと今、考えております。

芳野正英委員

マイナーチェンジでもいいんですけど、それを我々はこういうところで、協議会でもいいので、素案として示すことができるのか。あわせて、正式に第2次計画としてはいつぐらい策定かと、その2点だけ教えてください。

伊藤社会教育課長

先ほど申しましたが、たたき台をぜひことしじゅうにつくりたいと思っていますので、年が明ければ、市民会議のほうには出させていただくと、会議の中での計画はそうなっております。

今、芳野委員おっしゃっていただきましたので、こちらの議会にまた、出させていただきたいと思います。

芳野正英委員

ぜひ委員長にもここはお伝えしておきますので、もし、教育委員会のほうから、協議会を開きたいというときは、また、お願いをしたいと思います。

田代教育長

子どもの読書ですね、芳野委員言われましたように、本会議の中でも、子どもの読書活動推進計画は、前年度とことしの3月でしたけど、私は委員にはなっていませんでしたけど、社会教育課に言いまして、私もそれに入れていただいて、1度かなり委員さんたちと議論を、いろんな意見をいただく場を一緒に体験しています。

ただ、今の計画は、かなり理念的なことを中心にきちっと書かれているということが記憶しています。それを大きく変えるということには、私の感じではならないかな。ただ、もう少し具体的に、何をどうしていくかということをもうちょっときちっとその中にわかるような形にできないかなということで、鋭意、分野ごとでの議論を今年度もやっているという状況があります。

それから、本のあるまちは、私個人的に、そのときにも意見として言わせてもらったんですけど、これは子供たちの絵本を中心に置いてあります。私は本町に行きます。あそこにあります。例えば、子育て支援センターというのがありますね。あそこは橋北でも結構絵本とかいろいろありますし、保育園とか幼稚園でも絵本があります。子供が大きくなると、保育園、幼稚園に寄附していただくとか、そんなような本をいただいたときに、もう少しこの本のあるまちのところ、リニューアルできるようなことも定期的に考えたらどうかなという意見の提案を自分自身がさせてもらったようなことがあります。そういったことも含めて、読書というのは、県のほうも読書を県民運動で学力向上のために読書は大事ということをはっきり旗印を掲げていますので、力を入れていかなあかと考えております。よろしく申し上げます。

芳野正英委員

教育長も入っていただいて、計画を進めていただいているというところ、ぜひ期待をしておりますし、この前、8月のこどもフェスティバルのときも読み聞かせのところにごくたくさん集まっています、こんな私でも実際読み聞かせをやっていますから、40人ぐらいの子供を引き寄せられていますので、そういう取り組みをするのも本のあるまちの一つかなと思って。

置いてあるだけじゃなくて、例えば、町なかの文化の駅とかでもそういう活動をしていくとか、いろんなところで子供と本が触れ合える場所というのをふやして、イベントとしてやっていくというのも、この本のあるまちという取り組みになっていくのかなと思っていますので、常設だけじゃなくても、そうしていくといいかなと思いますので、お願いしま

す。

最後に、全然変わりますが、この資料の歳出予算不用額の中の、一覧表の中で、昨年度、高架水槽の更新工事をされたということで、入札差金が出たんですけど、小学校と中学校の部分で、例えば、それぞれ予算額の倍以上不用額になっているとか、かなり入札差金の割合が高いなど。普通数%とか10%なんですけど、小学校の場合だと53%、予算をとっていた半分以上余ったとなっているんですけど、その高架水槽の更新、私も余り予算を見ていなかったんですけど、どういう形の工事で、何でこれだけ多額に余ったのかというのを説明していただけますか。

畠山教育委員会理事兼教育施設課長

まず、高架水槽につきましては、この後、予算のほうの資料でご請求いただいているところでも記載されているんですけども、特に衛生状態を保つ部分の高架水槽とか、受水槽の取りかえというのが必要になってまいります。こういった水道施設については、毎年1回法定点検をやっているところがございます。そういった経過で、その状況を見きわめながらこの工事を行っているんですけども、一方では、確かに予算取りのときの少しまずさが、今、明確にご説明できなくて申しわけございませんけれども、特に水槽についても、以前は例えば、1000人ほどあった学校で、大きな水槽の部分を現状ニーズに合わせて、なるべく水というのは長く持たないほうが衛生管理上よろしいですので、そういった精査もございまして、今度、予算取りと実際の決算額との差については、私も今、ご指摘いただいて、もう少し詳しく調べるべきだと考えております。

芳野正英委員

これは、定期的いろんな学校が順番で交換をしていますよね。そうすると、先ほどおっしゃったような理由で考えても、大体わかるわけですよね。しかも、学校の規模で言うと、昔は大きかったけど、今の生徒数が減っているというのもある程度わかって、どれぐらいたの大きさの水槽でというのも予想はつくようなところもあるのに、余りにもこの立て方は計算が雑かなというところがあるので、その辺はまだ検証ができていないから、もう一度そこはしっかり検証していただきたいと思います。

畠山教育委員会理事兼教育施設課長

ご指摘の点、再度、もう少し詳しく検証いたして、ご報告申し上げたいと思います。

小川政人委員

本のあるまちで、教えてほしい。どういう調査をしてこの数字が出てきとるのか、何を基準にどういう調査をして、この数字が。

伊藤社会教育課長

この29店舗につきましては、社会教育課のほうから依頼をして、協力していただいた店舗の数でございます。

小川政人委員

こうやって書くと、自主的に置いとる店、ようけあるよ。富田でももっとあるし、富洲原でもあるし、うち、孫連れていくと、ちゃんと絵本持ってくるでさ。全体的にこっち側から協力してもらっとるという前に、自主的に自分のところでやっとる店もきちっと調査をせんと、役所が頼んだで置いてくれとるという話の世界と違うやろ。そこをきちっと、本当に本のあるまちにしようと思うとるのやったら、そういう現実的に既にもうやっとる店ようけあるんやで、そこは調査して出さんと、この調査ではちょっと納得できないな。

伊藤社会教育課長

大変申しわけございません。こちらの私どものつくりましたものは、こちらから働きかけて、協力店としてさせていただいた数字だけでございます。今、ご意見いただきまして、推進委員の先生方に教えていただきながら、どういったところで、例えば町を歩いて調査したらわかるよとかいうこともご指導いただいて、把握をしたいと思います。

小川政人委員

だから、市内に商店といわれるものが何軒あるかは知らんけども、そこへ皆置いとるか置いてないか調査、アンケート出したらわかるんやでさ。店舗って書く以上は、そうやって実態の調査をしてから、本のあるまちという事業を始めてかんとあかんのやと思うんやけど、そういうことがしてないで、依頼した店だけ置いてくれたという話にはならんでね、そこはきちっと、本当にそれはやる気があるのかないのか、疑わしいなと思って。

伊藤社会教育課長

各地で置いていただいている皆さんには、29店舗ということで大変申しわけなく思っています。調査をとということでございましたが、例えば、病院とかを訪問させていただいて、調査をさせていただくとか、悉皆でなくて、病院、あるいは、何町とか、いろんな方に協力をいただいて歩くなどして、調査のほうを進めたいと思います。

小川政人委員

事業を推進していこうとしとる中で、店舗がいっぱいあって、店舗で置いてもうとるか、それから、これから置いてくださいというお願いをするかについても、現状把握ができたらなんたら何にもならへんやんか。現状把握もしてないのに、店舗はこれだけですわという話ではさ、僕の近辺だけでも置いてある店が入っていないんやから、その辺のこともきちっとせんと、どうして事業が進めていけるんやという部分な。思いつきだけで言うとならあかへんね。そこをきちっと調査をして、もう既に置いとる店もある、どういう事情で置いてくれとるのかとかさ、そういうことも含めて、例えば、子供が大きくなって、それが残るとるから店に出しとるとか、そういうのがようけあるんやで、その辺のことを、そういう進め方もありますやんか。

だから、それが何も無いところにあって、この店舗だけ挙げてきてというのは、ちょっと残念やな。

日置記平委員長

よろしいか。他に。

中森慎二委員

資料出していただいた24ページの小中学校におけるパソコンの活用実績についてなんですが、きょうも5時までということですよ。ですので、もう少し資料をいただきたいのがあるので、お願いしときたいんですが、各学校現場の先生方、一人一台パソコンと本庁とのリンクもされているということなんだけど、ネットワークはどういう回線を使っているのか。セキュリティ的にはファイアウォールがどうなっているのか、図式的にその辺のところの資料を出してほしいんです。

それから、もう一つ、今、行われているパソコンを使っている先生方の業務というものが、この資料によると、本庁にリンクしているものと校内単独で行うものと分けてあるんだけど、その中でも、成績等については共有のサーバーでできるということもありながら、学校単独で行うものの中にも通知表成績処理というのが入っているんだけど、そこら辺のところがよくわからないんですよ。

今後の課題の一番下のところにも、学校現場に先生方にはぜひ子供たちと向き合う時間をつくってほしいということの中から、パソコンも導入されて、事務量の軽減というものが目指されているんだけど、校務の支援統合システムというのが全国的に導入されつつあるんだけど、四日市はまだ入っていないと。そういうものを入れるためにも今、何が問題なのか、何が課題なのか。あるいは、先生方の日常の業務の中で、こういう総合ソフトを導入することによって、こういうところが省力化できるんだという、そこら辺まで踏み込んだものが資料として欲しいんですよ。

というのは、会派でも北九州市を見に行ってきたんですが、先生方の校務と、例えば、成績処理なんかも市統一的な帳票の中でのシステム化というものが図られることとか、あるいは、インフルエンザで休んだときの職員間の情報伝達が北九州市ではファクスでやっていたんで山になっていたと。そういうことも省力化できてすごく効果が出ているということも言ってみえたので、四日市としての課題があると思うので、そこをこういった校務の総合ソフトを導入するためにも、どういう課題があるのかというのをもう少しわかりやすく整理していただきたいんですよ。それが一つ。

それから、こども未来部でもちょっと話したんですが、保育園給食の話の中で、学校給食協会が小学校の給食食材を扱ってもらっているんですけども、業者さんの選定が教育委員会のほうでは2年に1回なんだと。それでは小回りがきかないので、保育園給食については別立ての業者選定をして、毎年見直しができるようにしているというような報告があったんです。実態を教えてほしいんだけど、今の給食協会の運営、それから、業者選定にかかわる内容、そこら辺がわかるものを用意していただきたいんです。

加えて、津市で使い込みが発覚しましたよね、1500万円か2000万円か。うちの事務局長はそんなことはないと思いますけれども、そこら辺ができない仕組みにしておかないかん話だと思うんですよ。だから、津市の給食協会の事務員さんが使い込みができたものと、四日市のシステムの違いは何なのかと。もし、不足している部分があるなら、四日市も改善する必要があると思うんだよね。物理的にできないような方策をしていか

なあかんで、教育委員会もずっとかかわっていただいているわけだね、給食協会については。ですので、そこら辺のところの実情もちょっと知りたいなと思っております。もっと早くお願いすればよかったんですけど、申しわけないんですが。

それから、もう一つ、昨年の教育民生常任委員会ですっとかかわってきた不登校の問題、これが平成24年度の決算報告として全く触れられていないんですよ、資料にも。私は残念に思っているんだけど、経過報告で報告していただいた部分もあるんだけど、平成24年度の決算として、市内の小中学校における不登校はどうだったのかというものについてやっぱり報告いただく必要があるんじゃないかと私は思うので、過去、この委員会で報告をいただいたスタイルの書式があると思うので、それに実数をより修正いただいたものでも私はいいと思うので、率を改めてご報告をいただきたいというもので、それは書面でお願ひしておきたいと思ひます。

以上です。

西浦教育支援課長

ご指摘いただいた点について、教職員の一人一台パソコンのネットワークの状況、ファイアウォール等の図式化ということで、こちらで把握しております可能な範囲で資料を作成させていただきたい。あわせて、校務支援システムについても四日市の課題とか、そういったあたりを資料として提出させていただきます。

一部ご質問に答えられる部分はありますが、その新しい資料をつくった上で、改めてということでもよろしゅうございましょうか。

例えば、どの回線を使うとんかというご質問でしたが、回線はNTTのフレッツ光ネクストでありますとか、そういった部分のお答えはできるかと思ひます。

それから、本庁とリンクしているものの中にも成績があり、校務外の単独でもということでもということの違いは、成績の保管場所が市の共有サーバーの中にございまして、それを活用して、成績処理の作業は校内でやっているという意味で書かせていただきました。あわせて新しい資料につきましても、再度検討して出させていただきますと思ひます。

中森慎二委員

特に、添付ファイルを先生方は学校のパソコンから自宅のパソコンにメール送信可能でしょう、今多分。先生方が車でパソコンで盗難に遭ったとか、データが盗まれたというよ

うな事故もある中で、情報管理というものをより考えていくことと、先生方の業務の軽減というのと難しい側面もあるんですよ。あるんだけど、情報管理が今は多分添付ファイルで自宅のパソコンに送れるんだらうと。それを了とするのかという話になります。

今、校務支援システムを導入していると、それは駄目にしているの、完全に。だから、そのこのところの管理の考え方もやっぱり改めるところは改める必要が私はあると思うし、そのためにも、きっちりとしたシステムを導入するということにもつながっていくと思うので、それらも含めて実態を教えてください。

西浦教育支援課長

今のところも含めて、資料を作成させていただきます。

石黒学校教育課長

給食協会についてお尋ねいただきましたので、業者選定について、その流れというんですかね、そういったところがわかるものを用意させていただきます。

それから、給食協会の会計処理について、ちょうど事件が起きたときにチェックをかけたので、そのときの資料を用意させていただきます。

小川政人委員

あわせて、給食協会の職員はどうなっとるんか。例えば、学校の校長先生が定年になった人たちとか、どういう組織で、その辺の人事配置も出してもらえる。

石黒学校教育課長

はい、用意させていただきます。

吉田指導課長

済みません、市内の不登校のことにつきましては、4月の所管事務調査のときに1度資料を出させていただいた気がしますので、もう一度改めて確認した上で、出させていただきますので、よろしくお願いします。

森 智広副委員長

資料をいただいた10ページなんですけど、小学校加配状況一覧表、これの見方だけ確認したいんですけども、講師等という欄に、よっかいち常勤、四日市単独の数を書いているんですけども、この講師というのは教諭とは違う、また、別の立場ということですか。

石黒学校教育課長

教諭とは別に、講師として加配がされている分ということです。

森 智広副委員長

済みません、教えていただきたいんですけど、これは教諭と講師、どう何が違う、変わってくるんですか。

石黒学校教育課長

わかりにくいかと思うんですが、実際に定数というところがあります。定数といいますと、標準定数のことをつい思うんですが、いわゆる法的に決まっている定数と、一人の教員を配置するという形で加配している定数というのがありまして、合わせてそれは教員数になります。それを定数と言いきわけてあります。そして、その定数の方が休んだ場合、かわりに講師として来る方があります。それは、ここは省略してあります。それではなくて、例えば、そこにありますように、教頭複数対応であるとか、外国人児童生徒対応のために臨時的任用講師を加配する場合、そこに常勤講師として挙げてあります。

森 智広副委員長

これはやる内容は一緒なんですね、教諭も講師も。

石黒学校教育課長

仕事は同じです。

森 智広副委員長

待遇が違うだけですか。

石黒学校教育課長

正式採用ではありません。

小川政人委員

ちょっと聞きたいけど、今、石黒課長が説明しとったとき、全然、首振っておった人があるけど、あれは首を振っておったのは、違うという意味で振っておったのか、そうやという……。あなたじゃない、あなたの隣の人や。

それは癖か。紛らわしいことをするなよ。

森 智広副委員長

その講師の中でも、よっかいち常勤と四日市市単独で常勤と非常勤。よっかいち常勤と非常勤に分けていますけど、これは差があるんですか。

石黒学校教育課長

よっかいち常勤の講師は、これは四日市の30人学級の施策のために中学校1年生、小学校1年生に対して加配をしている講師です。その右側の四日市市単独と書いてありますのは、四日市のいわゆる少人数教育とか、それぞれの学校の課題の解決のために加配している四日市市単独の非常勤講師と、そういうことでございます。

森 智広副委員長

これは、教員自体が県が決めた枠があるので、誰か加えようとしたら、講師としてしか招けないということなんですか。

石黒学校教育課長

教員そのものが県費の任用で、例えば、我々が学校へ戻っても、もともと県費の人間です。県が決めている枠を越えることはできないと。それをあえて越えたのがよっかいち常勤講師になっています。

森 智広副委員長

だから、講師としてしか呼べないのはもちろんですけど、全部もう県職で入っているか

ら、そういうことですね。

石黒学校教育課長

そういうことです。仮に、四日市単独でそういう正規の教員を雇おうと思うと、政令指定都市とか中核市になって、力、権限を持たないと。

森 智広副委員長

わかりました。

あと中学校なんですけども、中学校はよっかいち常勤はあるんですけど、四日市市単独というのがないんですけど、中学校は非常勤単独というのはいないんですか。

石黒学校教育課長

今のところなくて、中学校につきましては、そのの県費で生徒指導とか免許外解消とか、そういったいろんな理由で加配がなされています、県のほうから。ところが、県のほうは、8時間とか6時間とか、非常勤講師の方にとっては不利な形での数字になっています。学校としても、講師の方によって時間数が違うと非常に不便ですので、講師の方々が全て同じ時間数になるように四日市のほうで調整をしています。その調整に四日市の非常勤講師の時間数を使っているのが中学校です。

森 智広副委員長

わかりました。ありがとうございます。

あと1点確認ですけど、英語指導員なんですけれども、直接雇用が11人で、派遣契約は7人という構成ですけども、基本的に派遣契約の方が小学校にいて、直接雇用の方が中学校を持つという認識でよろしいんですか。

吉田指導課長

もともと中学校英語の中で、ネイティブスピーカーとして本場の英語をじかに触れる機会をふやすということで、これは導入されたと思うんです。それを四日市としては進めてきた。それが昭和61年だったと思うんですけども、そこからスタートしまして、ずっと人数が、初めは一人とか二人の少ない人数で全部の学校を短い時間数で回らせていただいて

いた状況もあるんです。それを充実させていきたいということを進めてきた結果、今現在は11人になっています。

ところが、平成23年度からは、文部科学省の新しい学習指導要領で小学校の5・6年生も外国語活動ということで授業のカリキュラムの中に一コマの年間35週というのが入ってきましたので、それをリカバリーしていこうと思ったときに、今、直接雇用している者だけでは到底回り切れません。そういうこともあって、それと先ほどもお伝えしましたように、四日市は英語教育の充実ということを早くから取り組んできておりましたので、そのことも含めて、就学前の幼稚園のほうには、各学期に1回しか行っておりませんが、季節ごとの触れ合いの時間、大変楽しみにしておりますので、そういうようなところをカバーリングするということで、Y E Fに行ってもらっていますので、そうすると、どうしても小学校が手薄になってしまいます。それを穴埋めするために、どうしても派遣契約に頼らざるを得ない、そういうような状況でございます。

森 智広副委員長

小学校が、Y E Fが11校で、H E Fが33校、合計44校になるんですけども、これは重複しているところがあるということですか。

吉田指導課長

おっしゃるとおりで、重複しているところがございます。なぜならば、大規模校等は、一人の者で全てを賄い切れないので、小学校の5・6年生のいわゆるカリキュラムで文部科学省が示している、これは全国どこでも小学校はやらないといけませんので、そこを中心に直接雇用のY E Fをつけさせていただいて、1年生から4年生は四日市独自ですので、その部分にその学校については、H E Fを派遣させていただくなど、学校の状況に応じて重複させていただくという手はずをとらせていただいております。

森 智広副委員長

H E FとY E Fで業務内容というのは異なってくるんですけども、小学校で二つに分かれる場合というのは、そのサービスレベルというのは一緒なんですか。

吉田指導課長

その点につきましては、特にH E Fの部分については、その契約内容のところ、いわゆる授業を中心としたものということにもなっておりますので、どうしても授業中心になってしまいます。ただ、Y E Fを派遣させていただいている学校については、その部分プラス子供たちとの給食を一緒に食べたりとか、時間は放課後はあんまり活用はないんですけども、子供たちと何かの行事、催し物等も一緒にその日は、授業以外でも参加したりするということができるようになっていきますので、若干差異はありますけども、ほぼ変わらないということです。

ただ、授業そのものというか、そういう意味で言えば、小学校へどうしても重複している部分については、委員がご心配いただいたような点は、差はどうしても出てまいります。

森 智広副委員長

例えば、小学校に導入されているのは平成23年度からですけども、だんだんY E Fをふやしていくという考え方はあるんですか。

吉田指導課長

Y E Fにつきましては、ロングビーチのほうから7人採用させていただいています。向こうの姉妹都市提携委員会の方々にも大変お世話になって、大学を出たばかりの方、あるいは、大学を出て日本語教育というか、そういうサブジェクトというか、その科目を履修して、それを生かしたいというような方を中心に応募をして面接をしてやっていきますので、余り多く人数枠というのはなかなかとりにくい状況で、J E Tとって、国のものもそうなんですけども、ある程度の枠がありますので、突然、例えば今、4人来ておりますけども、それを10人にしてくれというのはなかなか不可能ですし、単価のほうもなかなか難しい部分があります。

それと中学校22校を中心にやっていきたいという思いがありますので、その兼ね合いで今の現状を維持し、さらに充実するならば、派遣契約の人数をもう少しふやして、こちらもいろんな学校内での様子を当然集約して、派遣会社のほうと連携をして、こういう点は直してほしいとか、こういう教材の提示の仕方をしてほしいとかいうようなことも吸い上げながら、評価も各学校からもらって、それを反映して、お伝えしながらやっておりますので、そちらがまだ教科制度になっていないので、1年生から4年生の部分については、H E Fで事足りるというか、今のところはいいかかなと思っております。

森 智広副委員長

ちょっとずれるんですけど、例えば、ロングビーチの方に来ていただくときというのは、渡航費関係はこっちで持つんですか。

吉田指導課長

これは、国のJETという雇用の仕方と差異が出てきますと、不公平感が出てきますので、それに合わせて渡航費等も含めて準備をさせていただきます。ただ、その賃金の、例えば月額34万円とありますが、当然のことながら、住んでいるアパートをあっせんしますけども、そのアパート等の部分については自己負担です。

それから、法に基づいて、税金は2年間免除されるというのが規定としてありますので、それに基づいて3年目以降更新していくものについては、税金をいただいております。

森 智広副委員長

最後ですけど、このYEFの先生というのは、やっぱり長くなる傾向があるんですか。平均どれぐらいですか。数字はいいですけど、すぐ帰られるのか、結構長いことずっとおられるのか。

吉田指導課長

平均値でとっていませんので、申しわけないですけども、ことしは5年目の方も含めております。大体最高が5年という形になっておりますので、最低でも2年大体おっていただくように、よっぽど突然本国のほうの家庭事情等でなければ、近年はすぐに帰られる方はございません。最近では、3.11の原発の放射能を恐れて途中で帰られたという方は1名おりますけども、それ以外の方で帰られるという方はございません。

芳野正英委員

加配状況で2点だけ確認させてほしいんですけど、常勤講師のところにある、例えば、小学校でも教頭複数対応で大矢知興譲小学校はありますが、それは教頭先生が複数いた場合に定数がそれだけ減るので、講師をそこへ当てはめるということですよ。だから、生徒指導もそうですけど、教頭先生が常勤講師というわけではないですよ。

石黒学校教育課長

おっしゃるとおりです。

芳野正英委員

それともう一点の確認で、外国人児童生徒対応の教諭、講師いますけど、いずみ教室とかそうだと思うんですけど、適応指導員を各小中学校へ派遣しているじゃないですか。あれも笹川西小学校に籍を置いて、その講師が派遣で回っているということですか。

石黒学校教育課長

適応教室の指導員はこれまで別で、指導課のほうから派遣をしています。これは教員でするので、教員として加配をしている分で、当然、いずみ教室とかを手伝うとき、それをやるときもありますけれども、イコールではありません。

芳野正英委員

そうすると、適応指導員の人たちはこの中に入っていないんですか。

石黒学校教育課長

はい、この表には入ってございません。

日置記平委員長

資料の要求があるそうです。

豊田政典委員

芳野委員が指摘された学校保健委員会の件で、もう少ししか時間がないので、設置要綱みたいなものはありますか。内規、規定ね。それから、非常勤職員としての校医と歯科医と薬剤師の委嘱、業務内容のわかる文書を用意してください。

石黒学校教育課長

学校三師の業務内容についてはご用意できると思うんですが、学校保健委員会について

の要綱というんですか、そういうものは今、頭の中ないので、戻って探してみます。

日置記平委員長

よろしいか。他に資料の要求はありましたら、この際。あしたになると、また、時間がおくれることになります。よろしいか。

(なし)

日置記平委員長

ないようですので、本日はこの程度にとどめさせていただきます。あすは10時から再開いたします。ご苦労さまです。

17:09 閉議